

建築・住宅における木材利用の現状と方向性

平成 22 年 2 月
衆議院調査局国土交通調査室

はじめに

平成9年の京都議定書において、我が国は第1約束期間(2008~2012年(平成20~24年))のCO₂排出量が1990年(平成2年)比6%減とされています。また、平成17年に閣議決定(平成20年全部改定)された「京都議定書目標達成計画」において、森林吸収量1,300万炭素トンとされ、木材及び木質バイオマス利用の推進として「住宅や公共施設等への地域材利用の推進」を講ずることとされています。

戦後の植林資源が利用時期を迎えている中、木材価格の低迷等による林業の採算性の悪化、山村人口の減少・高齢化の進展等により、森林の荒廃、山村の疲弊に歯止めがかかっていません。

一方、国民においては木造住宅に対する根強いニーズがありますが、建築・住宅における木材利用拡大に当たって、大工等の技能者の減少・高齢化や法制度上の内容を含め、なお検討すべき課題があるとの指摘もあります。

また、景観に対する社会的関心が高まっている中、地域景観の一部をなす木造建築・住宅の喪失が進んでいます。

本資料は、このような状況の下、今後の議論の参考に供するため、建築・住宅における木材利用について、歴史的経緯を俯瞰するとともに、現行制度上の取扱い、各種取組、今後の方向性などについて整理を行ったものです。

本資料が、議員の立法調査活動の一助になれば幸いです。

平成22年2月

衆議院調査局国土交通調査室長
専門員 石澤和範

目 次

1	現状	1
	(1) 木造住宅とは	1
	(2) 木造住宅に対するニーズ	3
	(3) 木造住宅ストック	4
	(4) 木造住宅の着工戸数	5
	(5) 木造建築の着工床面積	9
	(6) 木材需給の動向	10
	(7) 大工就業者	11
2	都市・建築の不燃化	15
	(1) 大火の歴史	15
	(2) 都市・建築の不燃化への取組	18
3	建築基準法・建築士法における取扱い	20
	(1) 建築基準法	20
	(2) 建築士法	25
4	公共建築における取組	27
5	住宅政策における取組	29
	(1) 計画・マスタープラン	29
	(2) 公営住宅	31
	(3) 住宅金融	31
	(4) 公団・公社住宅	32
	(5) 住宅生産合理化・木造住宅振興	33
	(6) 地方公共団体の取組	34
6	まちづくり・景観形成の面からの取組	37
7	調査研究・技術開発	42
8	計画における位置付け	43
9	関係組織・団体	44
10	国会における動き	45
11	今後の方向性	47

1 現状

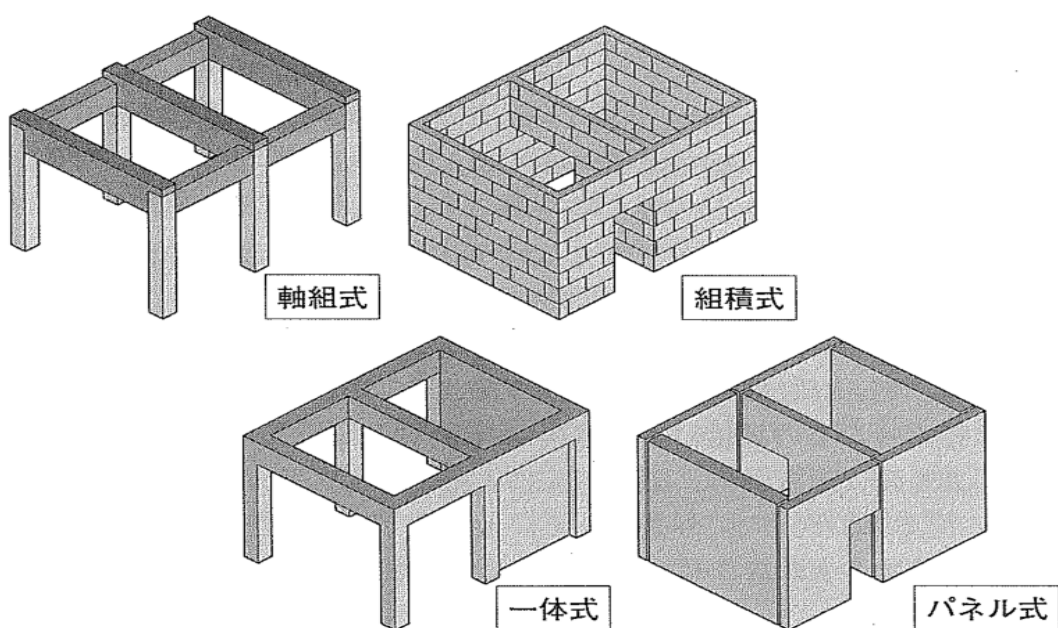
我が国では、木造住宅に対する根強いニーズがあり、これまで多くの木造住宅が建設され、ストックとして蓄積されてきた。木造住宅といっても、複数の種類があり、それぞれの特徴、生産体制が異なっている。

(1) 木造住宅とは

「木造」とは、「木を材料として造ってあること、きづくり」(広辞苑)「木材でつくったものまたはその構造」(建築用語辞典)とあり、また「木造建築」は「主要構造部を木構造とした建築」(建築用語辞典)とある。つまり、「木造住宅」は主要構造部(建築物の構造上重要である壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。(建築基準法第2条第5号))が木材又は木質材料で構成される住宅である。

住宅を作り方により分類すれば、軸組式(棒状の部材を組み合わせる空間の枠組みを構築)組積式(小さな直方体などの部材を積み上げて壁体をつくることによって空間を構築、ログハウス・校倉造も含まれる。)一体式(鉄筋コンクリートなどによって、全体が一体につながった架構を構築、2×4(ツーバイフォー)住宅も含まれる。)パネル式(部屋の壁の大きさ程度のパネルを工場等で作って、それを現場で組み立てる。木質系プレハブ住宅の一部が含まれる。)等がある。

(図1-1) 住宅の造り方による分類



出典：深尾精一『住まいの構造・構法』(財)放送大学教育振興会(2004)

生産場所に着目すれば、主として現場で部材の組み立てを行う在来構法と多くの部材の組み立てまでを工場で行う工業化構法（いわゆるプレハブ住宅）に分類できる。一般に在来構法（工法）と呼ばれているのは、日本古来の伝統木造建築の流れをくむ木造軸組構法であるが、伝統的構法（仏教・神社建築、書院造り、民家など昔の建築技術を基にした構法。一般的には太い柱や梁・桁に貫、差鴨居などを楔や栓などによって接合するもので、金物は使用しない。）そのものからは相当程度変化している。例えば、地震や風に抵抗するための斜め材である筋交いや接合部における金物の多用など、伝統的構法とは異なる点も多い。

構法：床、壁、天井など建物の実体部分の構成方法。一方、「工法」は、「加工・工事」などにおける造り方・組立て方、「建築物の施工の方法」をいう。

（表 1-1）戸建住宅の主要な構造種別

在 来 構 法	木造	在来木造軸組構法 （木造柱梁式構造）	枠組壁工法 （木造壁式構造）	丸太組構法
	鉄骨造	鉄骨柱梁式構造		
	R C 造	R C 柱梁式構造	R C 壁式構造	

工 業 化 構 法	木質系		木質系パネル構法	木質系ボックス ユニット構法
	鉄鋼系	鉄鋼系軸組構法	鉄鋼系パネル構法	鉄鋼系ボックス ユニット構法
	コンクリート系		コンクリート系 中型パネル構法	コンクリート系 大型パネル構法

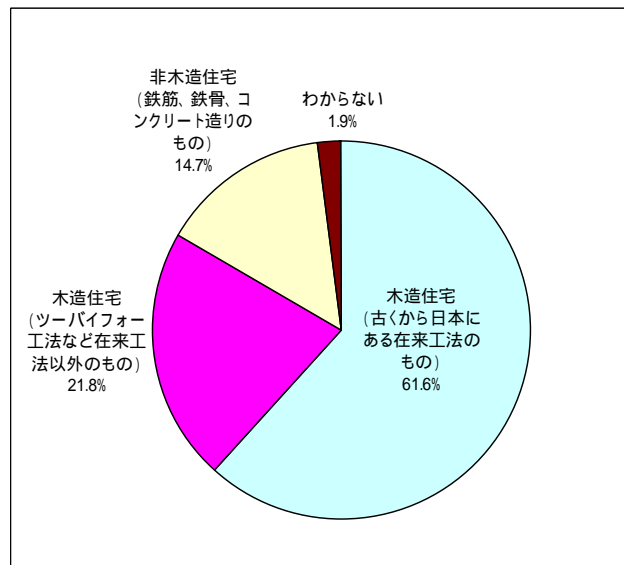
出典：深尾精一『住まいの構造・構法』（財）放送大学教育振興会（2004）

(2) 木造住宅に対するニーズ

世論調査によると、国民の8割以上が住宅を建てたり、買ったりする場合、木造住宅を選ぶと回答しており、国民の木造住宅に対するニーズは根強いものがある。また、「木造住宅を選びたい」と回答した者の約7割が健康に配慮した材料の使用、品質や耐久性などを重視しており、約1/3の者は国産材の使用を重視している。

(図 1-2) 木造住宅へのニーズ

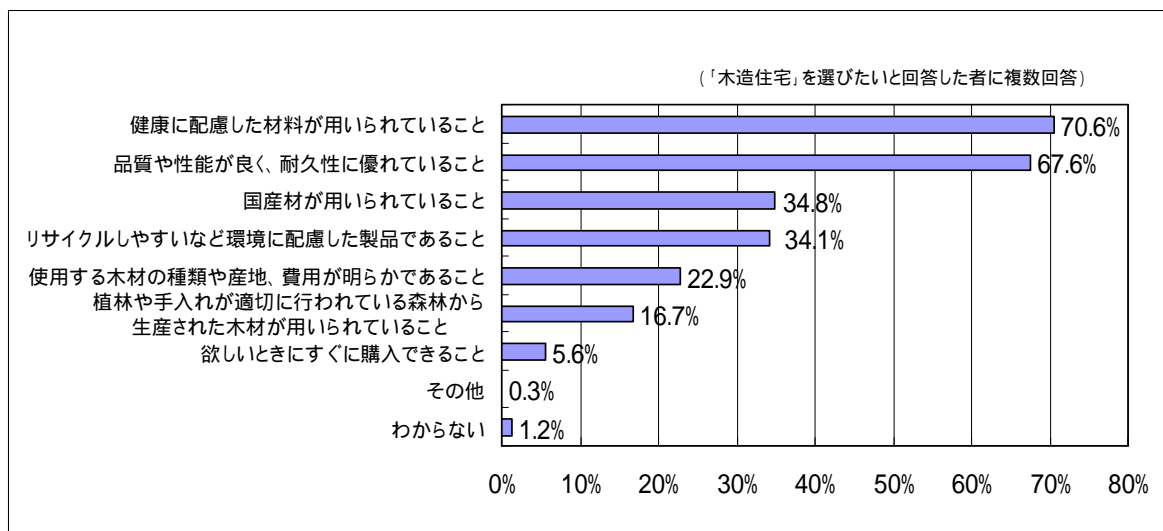
(質問 : 「新たに住宅を建てたり、買ったりする場合、どんな住宅を選びたいか」)



出典：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成19年)

(図 1-3) 木造住宅へのニーズ

(質問 : 「木材を利用した住宅を選ぶときに重視すること」)

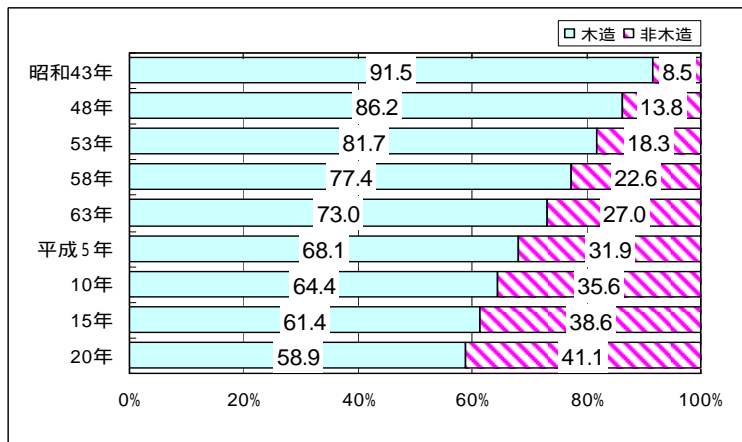


出典：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成19年)

(3) 木造住宅ストック

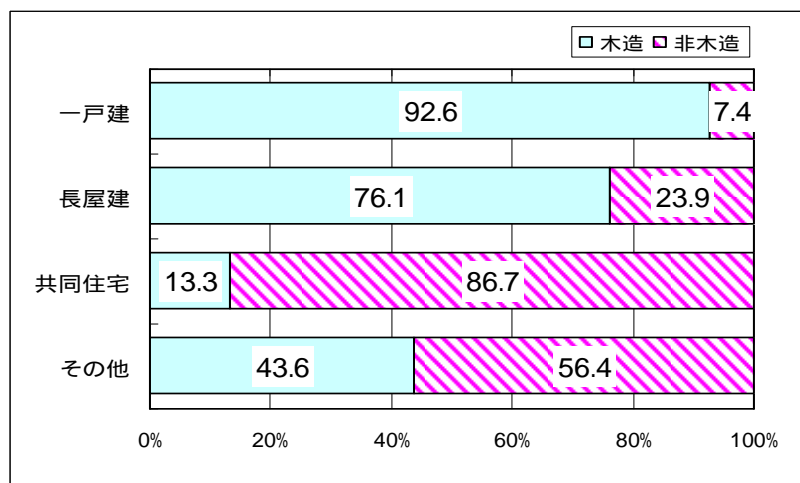
住宅のストックについて構造別割合の推移をみると、木造（防火木造を含む。）割合は、昭和53年以前は80%を超えていたが、その後一貫して低下してきている。しかし、平成20年においても58.9%と約6割を占めている。住宅の構造を建て方別にみると、一戸建では木造が2,543万戸で、一戸建全体の92.6%と9割以上を占めている。長屋建¹でも木造が101万戸で、長屋建全体の76.1%と3/4以上を占めている。これに対し、共同住宅では非木造が1,795万戸で、共同住宅全体の86.7%となり、木造は275万戸の13.3%に過ぎない。

(図 1-4) 住宅の構造別割合の推移



出典：内閣府「住宅・土地統計調査」(平成20年)

(図 1-5) 住宅の建て方別にみた構造別割合



出典：内閣府「住宅・土地統計調査」(平成20年)

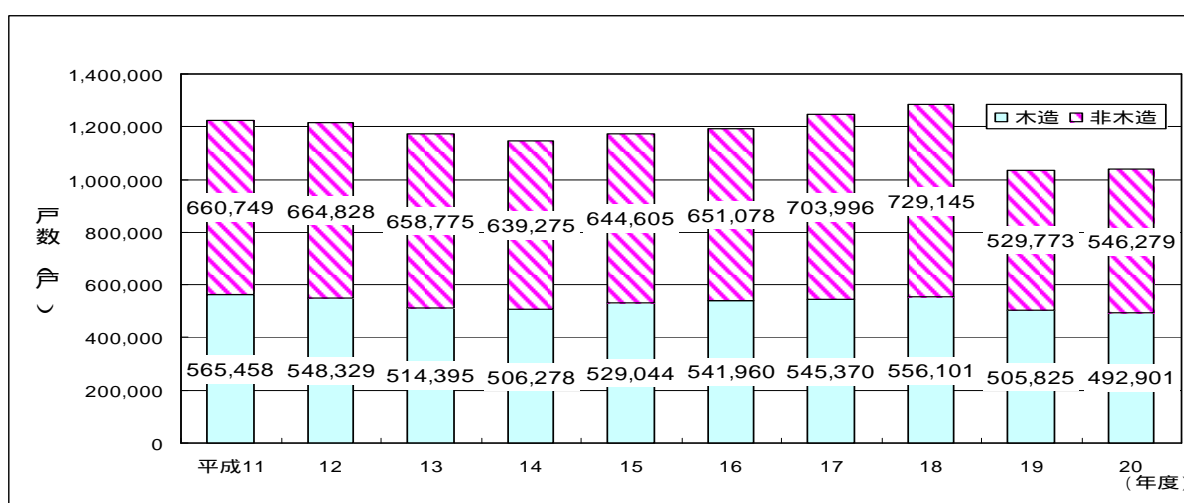
¹ 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

(4) 木造住宅の着工戸数

ア 新設着工戸数

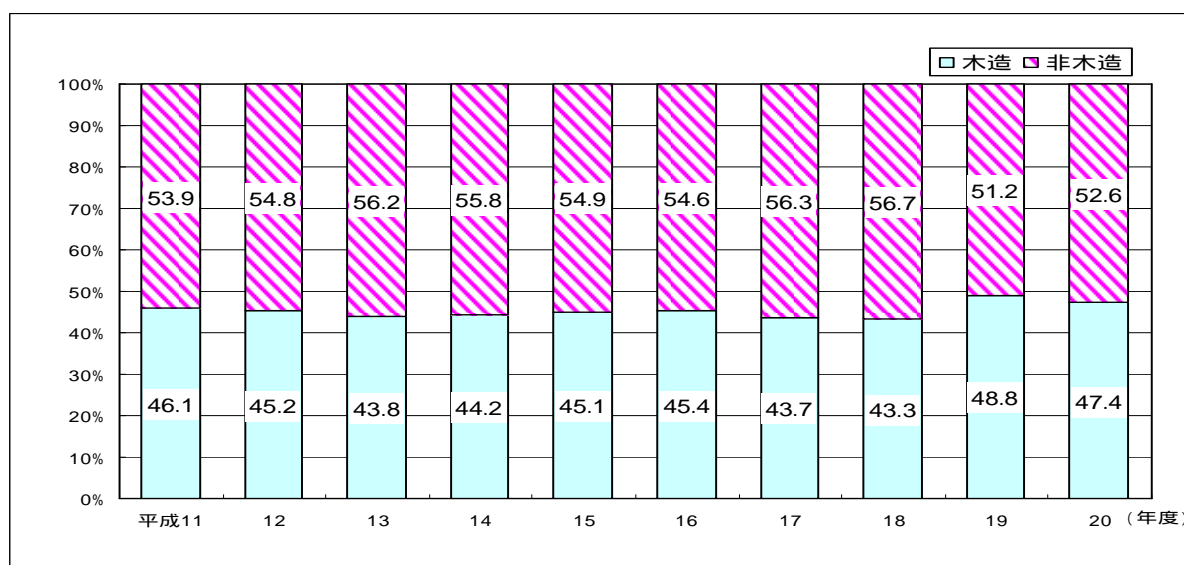
木造住宅の着工戸数は、ここ10年は概ね50万戸強、住宅戸数全体に占める割合は45%前後で推移している。戸建住宅に関しては、着工戸数が減少傾向にある中で、木造率については、上昇傾向にある。平成21年度は12月までの累計で木造住宅の着工戸数は336,007戸であり、前年比15.7%減となっているが、総戸数が588,791戸と前年比29.9%減であるため、木造率は57.1%と上昇している。

(図1-6) 最近10年間の住宅着工戸数



出典：国土交通省「建築着工統計調査」

(図1-7) 最近10年間の住宅着工の構造別割合

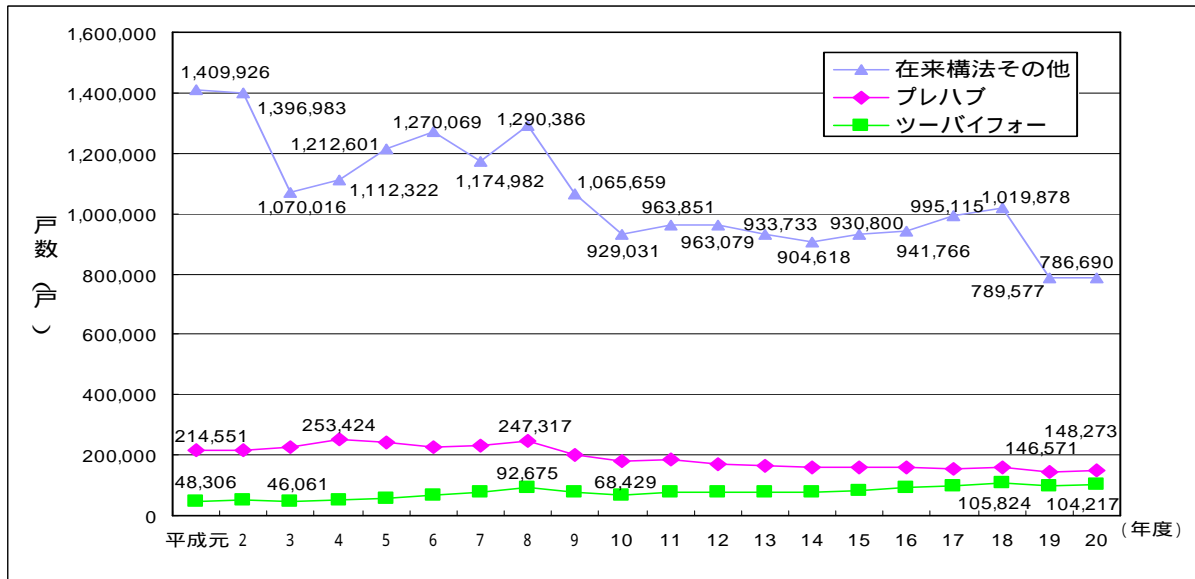


出典：国土交通省「建築着工統計調査」

イ 在来構法

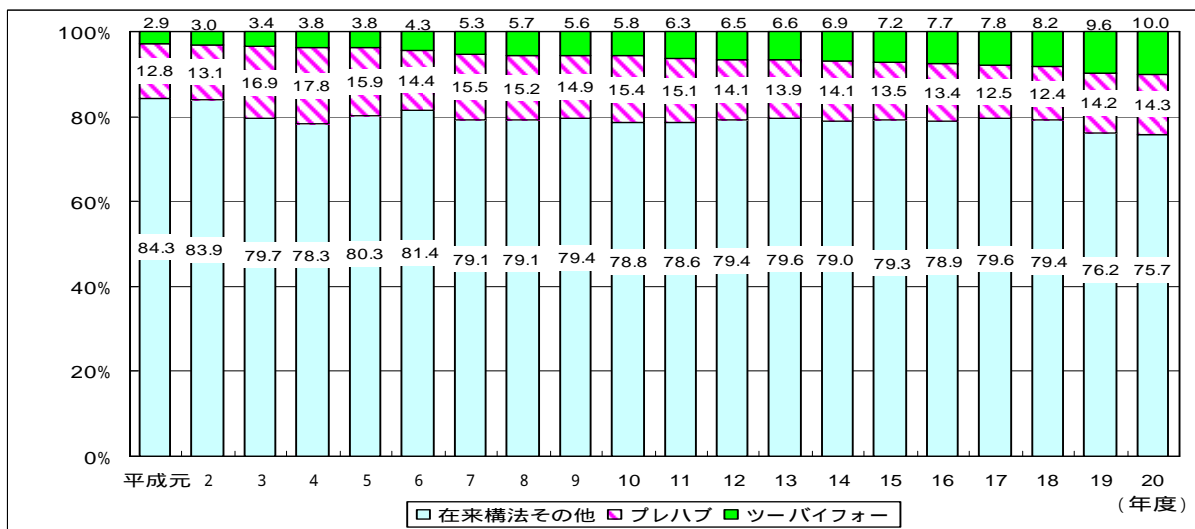
住宅着工総戸数を構法（工法）別にみると、「在来構法その他」が7割以上を占めてきた。「在来構法その他」は、プレハブ住宅、2×4（ツーバイフォー）住宅²以外のものであり、一戸建の在来構法が多くを占めるが、マンション（鉄筋コンクリート造等の共同住宅）なども含んでいる。

（図 1-8）構法（工法）別住宅着工戸数の推移



資料：国土交通省「建築着工統計調査」より作成

（図 1-9）新設住宅の構法（工法）別割合



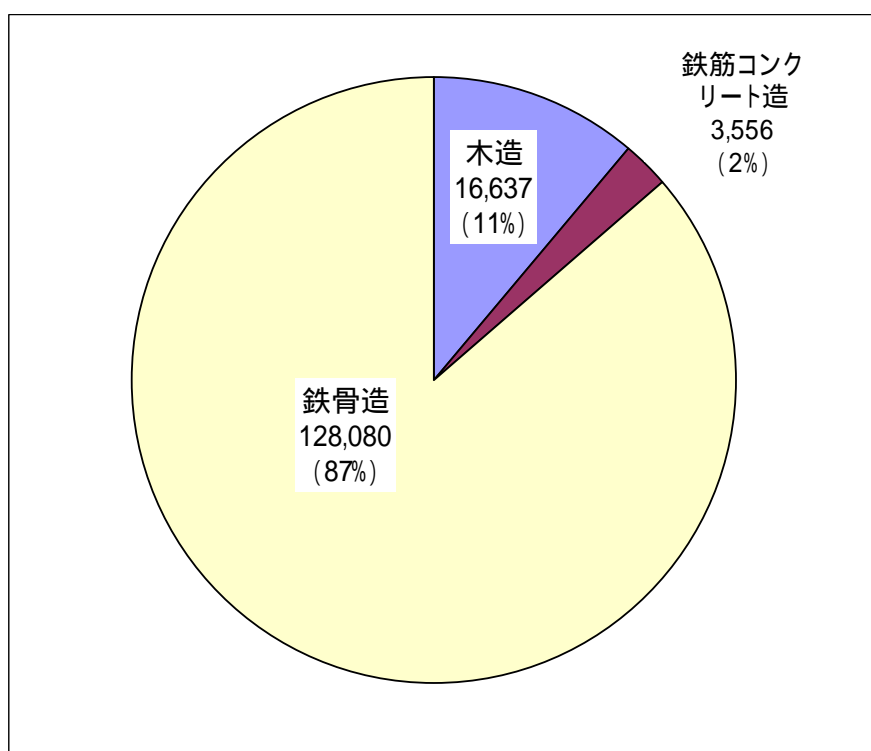
資料：国土交通省「建築着工統計調査」より作成

² パネル化された壁や床などの面で家を構成した木造住宅。北米で発達した工法。構造部材に2インチ×4インチの製材を多く使うので、このように呼ばれている。枠組壁工法とも呼ばれる。

ウ プレハブ住宅

プレハブ住宅の着工戸数は、約 25 万戸をピークに平成 9 年度以降は減少傾向で推移しているが、住宅着工総戸数に占めるプレハブ住宅着工戸数の割合は 13～15%の水準で推移している。構造別にみると、プレハブ全体の約 8 割強が鉄骨造となっている。

(図 1-10) プレハブ住宅の構造別戸数 (平成 20 年度、単位：戸)

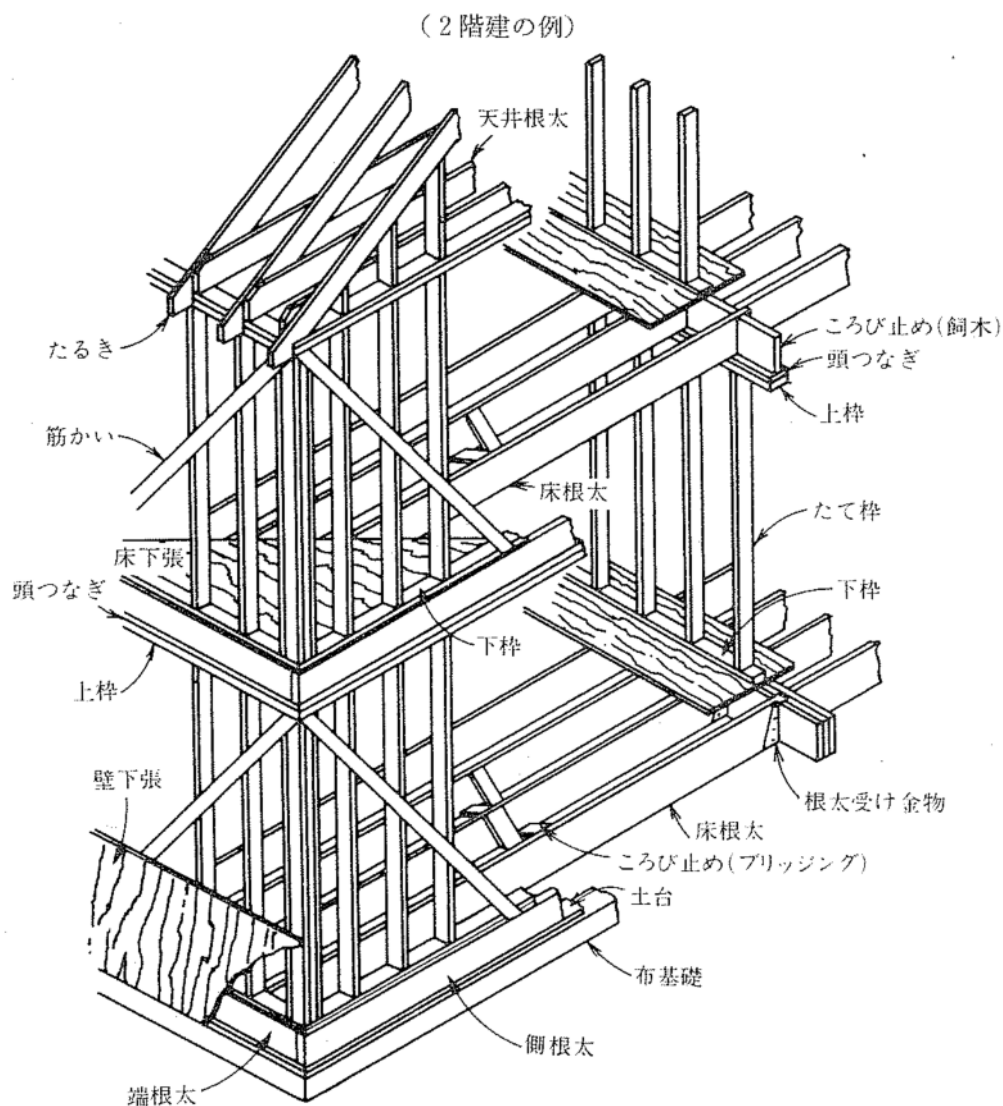


出典：国土交通省「建築着工統計調査」

エ 2×4住宅

2×4（ツーバイフォー）住宅の新設着工戸数は、昭和63年度以降概ね順調に増加し、平成8年度には9万戸台に達した。その後、住宅着工全体の落ち込みから平成10年度を除き、7万戸台後半で推移していたが、平成14年度から18年度までは増加した。（図1-8、1-9）

（図1-11） 2×4（ツーバイフォー）構法の構造概要

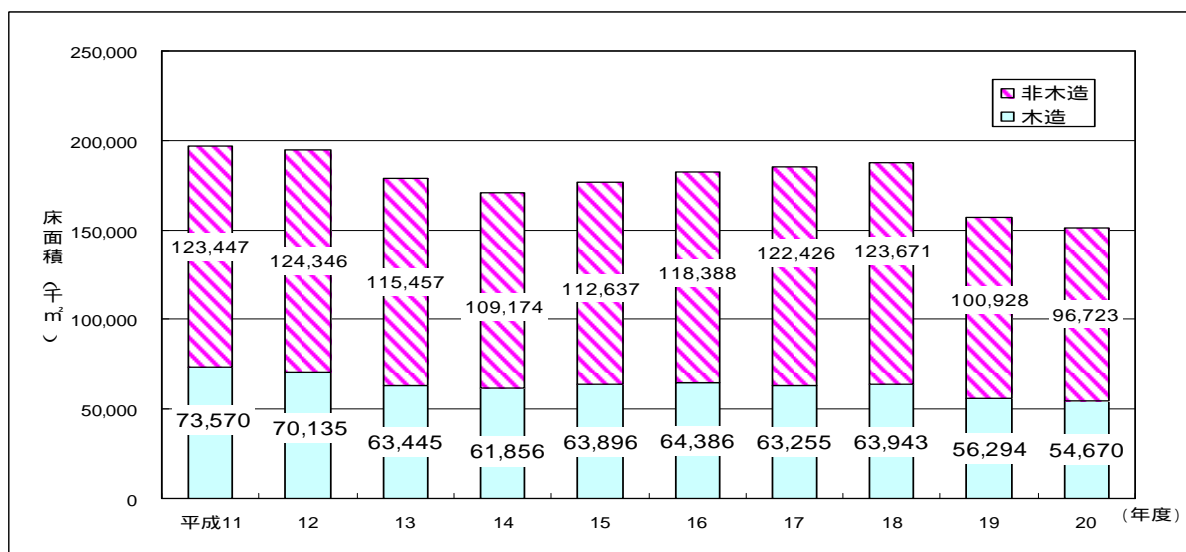


出典：国土交通省建築指導課編集『図解建築法規 2008』新日本法規（2008）

(5) 木造建築の着工床面積

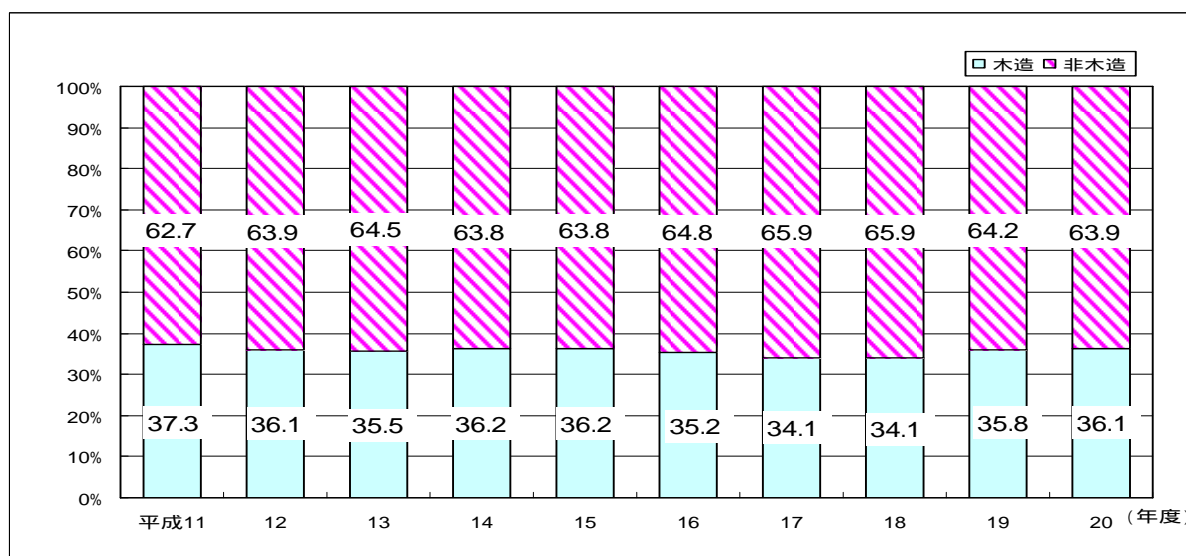
木造建築（住宅及び非住宅）の着工床面積は、平成11年度から14年度にかけて減少した後、15年度から18年度は64百万㎡程度で推移し、19年度以降再度減少した。全体的な推移としては、木造住宅着工戸数の傾向とほぼ同様である。全体の着工床面積に占める木造建築の割合は34～37%で、ほぼ安定している。

(図1-12) 最近10年間の建築着工構造別床面積



資料：国土交通省「建築着工統計調査」より作成

(図1-13) 最近10年間の木造建築着工床面積割合



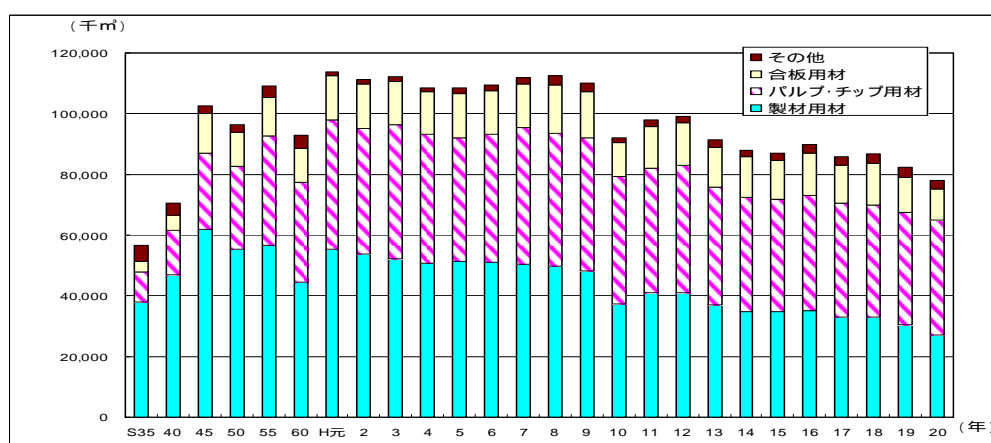
資料：国土交通省「建築着工統計調査」より作成

(6) 木材需給の動向

平成 20 年の木材需要量(用材)は、世界的な金融危機による景気の悪化等により木造住宅の新設着工戸数及び新設着工床面積が減少したことなどから、対前年比 5.3%減の 7,797 万³と大幅な減少となった。用途別にみると、建築用途が大半を占める製材用材、合板用材がそれぞれ前年より 10.8%、8.8%減少した。

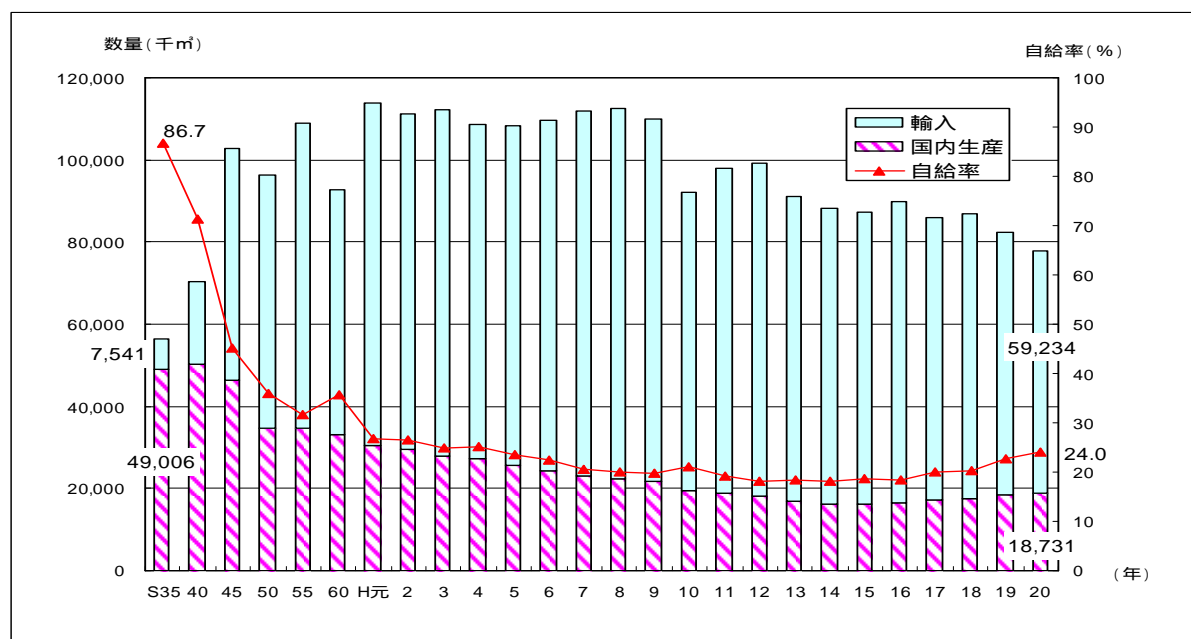
供給別にみると、外材供給量が前年と比較し 7.1%減少したのに対し、国産材供給量は 0.6%増とほぼ横ばいであった。この結果、木材自給率は前年より 1.4%増加して 24.0%となり、平成 17 年以降 4 年連続の上昇となった。

(図 1-14) 用材の用途別需要量



資料：林野庁「木材需給表」より作成

(図 1-15) 我が国の木材供給量(用材)と自給率

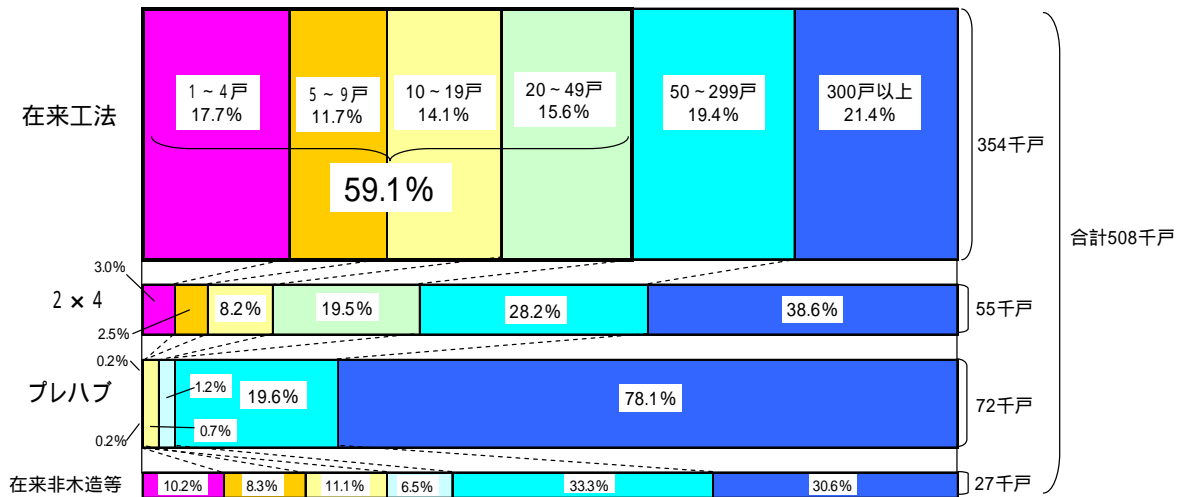


資料：林野庁「木材需給表」より作成

(7) 大工就業者

木造住宅、特に在来構法（工法）の住宅の多くは、大工・工務店等の中小住宅生産者により供給されているが、木造住宅生産の主要な担い手である大工就業者数は1980年以降長期的に減少傾向にあり、また大工就業者の高齢化が進展している。

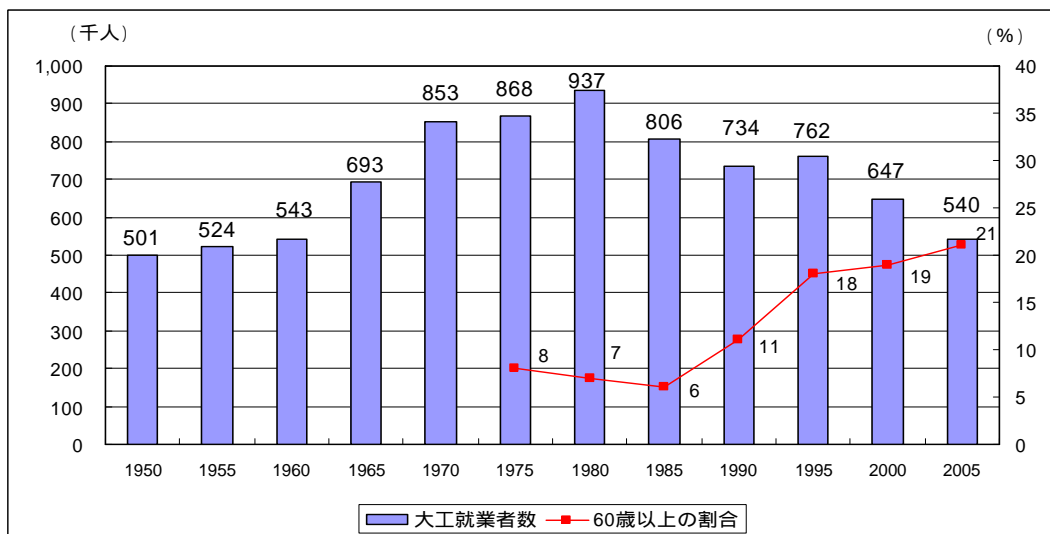
(図 1-16) 工法別年間受注規模別戸建住宅供給戸数



注 1: 各工法別の供給戸数の合計は住宅着工統計の平成15年度実績による。
 2: 年間受注戸数別のシェアは、平成14年度住宅金融公庫融資物件の戸建住宅の抽出調査に基づくものである。

出典：国土交通省資料

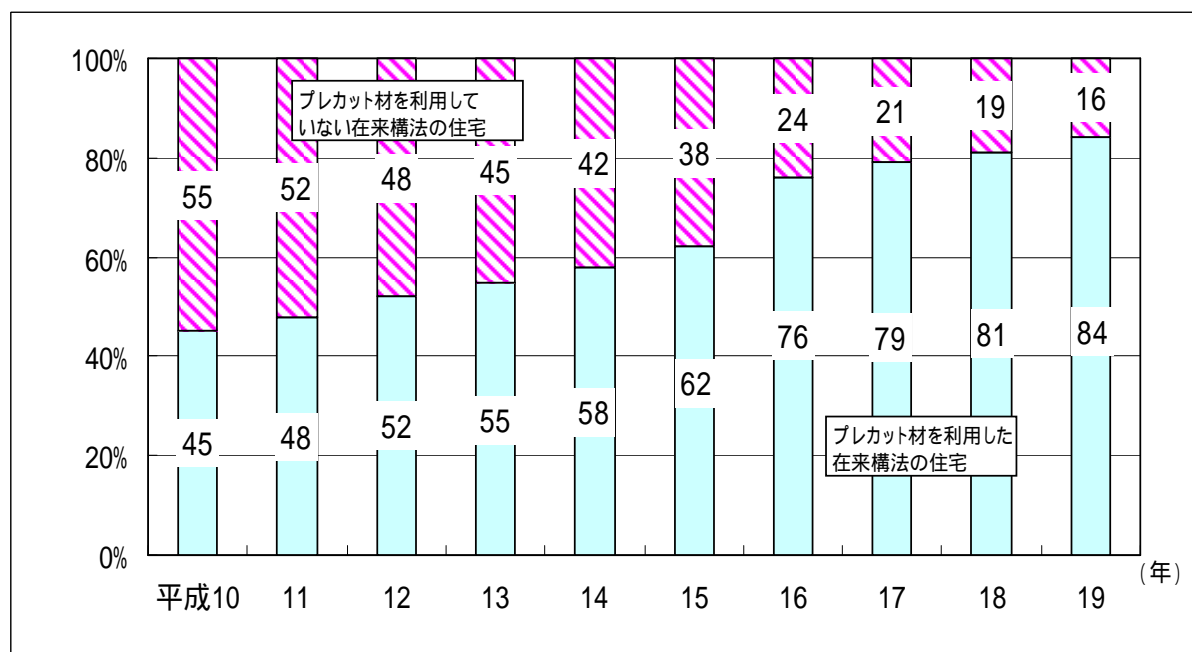
(図 1-17) 大工就業者数の推移



出典：総務省「国勢調査」

大工等の熟練技能者の減少などへの対応、現場での生産合理化等のため、
 在来構法における機械プレカット（図 1-19）の利用が進展している。

（図 1-18） プレカット材を利用した在来構法の住宅の割合の推移




出典：農林水産省「森林・林業白書」（平成 21 年版）

(図 1-19) プレカット部材について

プレカットとは

プレカット加工とは、木造住宅の柱や梁の継ぎ手、仕口を従来は手工具で加工していたものを機械で行なう技術です。最近では設計図の情報をコンピューターで読み取り、それを全自動加工機によって切削することで精度の高い柱や梁を生産することが可能になりました。

<p>プレカット加工の特長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューター利用による合理的設計・加工システム 2. 防腐防蟻処理による優れた耐久性 3. 継手部材の高い加工精度による耐震性 4. 工期の短縮によるコストダウン 	
--	--

	<p>プレカット・システムは、木造住宅の設計から木質建材の加工まですべての行程でコンピューターを取り入れた新しい技術です。</p>
	<p>高い精度のプレカット・システムは、コンピューターが大きな役割を果たしています。</p>
	<p>水分を含んだままの木材を加工すると、後で狂いが生じたりするため、木材は厳しい選別の後、十分に乾燥されます。</p>
	<p>加工機は、コンピューターのデータに従って木材の長さや幅、高さなどを正確に測定し加工していきます。</p>

	<p>加工された木材は、腐れやシロアリから守るため、加圧式の防腐・防蟻処理が行われます。</p>
	<p>加工が終わると、一本ずつ丁寧に検査され、合格した製品だけが出荷されます。</p>
	<p>プレカット住宅は建築現場でノミやノコギリを使わずにすむため、作業が効率良く進みます。</p>

出典：(社)全国木造住宅機械プレカット協会HP

2 都市・建築の不燃化

我が国の都市は江戸時代から現在に至るまで、多くの大火に見舞われてきた。そのため、都市・建築の不燃化に向けた取組が継続的に行われてきた。³

(1) 大火の歴史

江戸時代には、明暦の大火(1657年)、明和の大火(1772年)、文化の大火(1806年)の江戸三大大火を含め、江戸だけを見ても、火元から長さ15町(約1,636m)以上焼いた大きな火事が96回もあった。

明治期に入っても大火は収まらず、毎年1~2件程度はどこかの都市で大火が発生している状況であった。大正期・昭和初期に入り都市大火がようやく下火の傾向を見せてきたが、この時期にも関東大震災(大正12年)、戦災(昭和20年)による巨大な都市大火を蒙っている。関東大震災は死者・行方不明者約10万5千人という甚大な被害を出したが、その約9割が火災による犠牲者である。また、第二次世界大戦による空襲被害は、215都市、面積64,500haにも及んだ。

戦後は、復興時に建設された粗末な家屋と消防設備を始めとする諸物資の不足により、かなりの頻度で都市大火が発生した。大規模なものとして、昭和22年の飯田大火、23年の福井地震に伴う火災、25年の熱海大火、27年の鳥取大火、30年の新潟大火、31年の魚津大火などがある。

戦後20年が経過し、大きな都市大火は再び沈静化した。昭和51年に酒田大火が発生したが、大規模火災はビル火災が中心となっていた。

不燃化の進展により都市大火は絶滅したと考えられていたが、平成7年に発生した阪神淡路大震災では、同時多発的に火災が発生し、約62ha、7,000棟の建物が消失し、市街地火災対策の必要性が再度認識されるに至っている。

³ 本章は、越澤明「都市計画法90周年と再開発制度の歩み」『新都市 平成21年6月号』(財)都市計画協会(2009)、小出治「都市防災対策の推移」『新都市 平成21年7月号』(財)都市計画協会(2009)等を参考にした。

(表 2-1) 建築・住宅における木材利用に係るこれまでの経緯

年代	災害等	国会等	法令等	都市計画等	建築基準	建築士	公共建築
明治	5 銀座大火						
	12 日本橋大火						
	14		屋上制限令	防火路線			
	21		東京市区改正条例				
	30		森林法				
	32		耕地整理法 国有林法				
大正	8		(旧)都市計画法、 市街地建築物法	防火地区	当初5大都市のみ適用 木造建築高さ規制 建築線、空地率		
	12 関東大震災		特別都市計画法 防火地区建築補助規則				
	13		市街地建築物法(改正)		構造規定・木造建築高さ規制強化		
昭和 (戦前)	2			土地区画整理審査標準			
	12		防空法				
	20 戦災						
昭和 (戦後)	20			戦災地復興基本方針			
	21		特別都市計画法	戦災都市指定 戦災復興都市計画			
	22 飯田大火						
	23 福井地震に伴う火災		市街地建築物法の適用に関する法律 臨時防火建築規則				
	24	住宅等建築促進に関する決議					
	25 熱海大火	都市建築物の不燃化の促進に関する決議	建築基準法 建築士法 住宅金融公庫法	防火地域、準防火地域	防火地域、準防火地域における 構造制限 22条区域(屋根の不燃化、外壁の防火)	一級・二級建築士	
	26		官公庁施設の建設等に関する法律 公営住宅法				
	27 鳥取大火		耐火建築促進法 公営住宅法(改正)				
	29		土地区画整理法	土地区画整理事業			
	30 新潟大火		日本住宅公団法				
	31 魚津大火						
	32						
	34 伊勢湾台風	日本建築学会「防火・台風水害のための木造禁止決議」	建築基準法(改正)		簡易耐火構造		
	36		防災建築街区造成法 市街地改造法				
	39		林業基本法				
	40		地方住宅供給公社法				
	41		住宅建設計画法				
	43		(新)都市計画法	防火地域、準防火地域			
	44		都市再開発法	市街地再開発事業			
	46						
	51 酒田大火	建築審議会「建築生産近代化の推進のための方策に関する答申」					
	52						
	54	木造住宅等振興議員連盟					
	55		都市防災不燃化促進事業				
	56		住宅・都市整備公団法				
	58		建築基準法(改正) 建築士法(改正)		4号建築物の確認特例	木造建築士	
	59						
	60						
	61				丸太組構法技術基準告示	木造校舎の単備大幅引上	
	62		建築基準法(改正)		準防火地域内の木造三階建て住宅 高さ制限の合理化	木造社会福祉施設、医療施設等の単備大幅引上	
平成	元						
	4		建築基準法(改正)		準耐火構造 防火・準防火地域以外の木造三階共同住宅		
	5						
	6						
	7 阪神淡路大震災						
	9	京都議定書採択	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律				
	10		建築基準法(改正) 地球温暖化対策の推進に関する法律		性能規定化、確認検査の民間開放 準防火地域の一定の木造三階共同住宅		木の学校事例集
	11		住宅の品質確保の促進等に関する法律 都市基盤整備公団法				
	12		循環型社会形成推進基本法				
	13		森林・林業基本法				
	14				丸太組構法技術基準告示(改正)		
	15		独立行政法人都市再生機構法				
	16						木造建築工事標準仕様書 木の学校事例集
	17		独立行政法人住宅金融支援機構法 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 公営住宅法等(改正)				
	18		住生活基本法 建築基準法(改正)				
	19		建築士法(改正)			構造設計一級建築士、 設備設計一級建築士	木の学校手引書
	20	循環型社会形成のための木材利用推進議員連盟	長期優良住宅の普及の促進に関する法律				
	21		地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案(提出)				

年代	マスタープラン・計画	公庫	公営住宅	公団・公社	その他施策	組織・団体
明治	5					
	12					
	14					
	21					
	30					
	32					
大正	8					
	12					
	13					同潤会設立(～S16)
昭和 (戦前)	2					
	12					
	20					
昭和 (戦後)	20		戦災都市応急簡易住宅 建設要綱			戦災復興院
	21					
	22					
	23					建設省 (社)日本木材加工技術協会
	24					林野庁
	25	住宅金融公庫設立				住宅金融公庫
	26					
	27	公営住宅建設三箇年計画	不燃住宅尊重の明確化			
	29					
	30	住宅建設十箇年計画		日本住宅公団設立		日本住宅公団
	31					
	32	住宅建設五箇年計画	中高層耐火建築物等建設 資金融資			
	34					
	36	新住宅建設五箇年計画				
	39	住宅建設七箇年計画				
	40			地方住宅供給公社 制度		
	41	第一期住宅建設五箇年計画 (以後第八期計画まで策定)				
	43					
	44					
	46					(社)全国中小建築工事業団体連合会
	51					(社)日本ツーパフォー建築協会
	52				木造住宅在来工法合理化促進事業	(財)住宅・木材技術センター
	54					
	55				木造住宅振興モデル事業	
	56			住宅・都市整備公団 設立	地域木造住宅振興計画	住宅・都市整備公団
	58	HOPE計画				
	59		HOPE計画適合工事割増 融資			
	60				地域木造住宅生産供給促進事業	
	61		地域政策割増融資		地域優良木造住宅建設促進事業	(社)日本木造住宅産業協会
	62			ウッドタウンプロジェクト	木造住宅生産近代化促進事業 ウッドタウンプロジェクト	建設省木造住宅振興室
平成	元				地域木造住宅供給促進事業	
	4					
	5	地域住宅計画			地域木造住宅供給計画策定 / 推 進事業	
	6	住宅マスタープラン				
	7					
	9				木造住宅総合対策事業	
	10	地球温暖化対策推進大綱	地方公共団体施策住宅 に係る特例加算			
	11			木造公営住宅の補助 対象の増額	都市基盤整備公団 設立	都市基盤整備公団
	12					
	13	森林・林業基本計画				NPO木の建築フォーラム
	14					
	15					
	16			(独)都市再生機構設立		(独)都市再生機構
	17			地域住宅交付金		
	18	住生活基本計画 森林・林業基本計画(新)				
	19		(独)住宅金融支援機構設立			
	20					木のまち・木のいえ推進フォーラム
	21					

資料：国土交通調査室作成

(2) 都市・建築の不燃化への取組

明治5年の銀座大火の再建において不燃都市建設が目指され、銀座煉瓦街建設が進められたことは、我が国の近代都市計画の先駆けである。明治12年の日本橋大火をきっかけに、明治14年には屋上制限令が発せられ、京橋、日本橋、神田の主要路線に防火路線が指定され、沿線の建物が煉瓦、石造り、土蔵造りに制限された。法制度としては、明治21年の東京市区改正条例を経て、大正8年に(旧)都市計画法と市街地建築物法が成立した。両法により、それまでの防火路線が防火地区へと拡張され、線から面への規制となった。市街地建築物法は、防火地区以外にも、木造建築の高さ規制、建築線、空地率などの、防火を目的とした規定を設けた。なお、同法は大正9年に施行されたが、施行時は、東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横浜の6大都市に対象都市が限定されていた。

関東大震災により被災した東京、横浜の復興を促進するため、土地区画整理事業に関して耕地整理法等の特例を定めた特別都市計画法が大正12年に制定され、「帝都復興計画」に基づく土地区画整理事業により被災地の復興がなされたが、震災被害にかんがみ、延焼防止が大きな目的とされた。当時の政党間の対立などにより「帝都復興計画」に基づく事業は、予算が縮小され、当初の計画のすべてが実現できたわけではなかった。復興計画の不燃化対策として、防火地区建築補助規則、防火地区内借地権処理法の制定、復興建築助成株式会社の設立等がなされた。大正13年、震災で大量に消失した住宅の供給を行うため、義捐金により財団法人同潤会が設立され、昭和16年までの間、15団地、約2,500戸の鉄筋コンクリート造のアパートメントハウスが建設された。大震災の被害状況を受け、大正13年に市街地建築物法は改正され、防火地区が拡大され、構造規定・木造住宅の高さ制限の規制が強化された。

第二次世界大戦後は、戦災により被災した都市の復興を促進するため昭和21年に公布された特別都市計画法に基づき、戦災を受けた都市のうち115都市が「戦災都市」に指定され、同年、戦災復興都市計画が立案された。戦災による資材・資金・人手不足、GHQの反対、ドッジラインによる緊縮財政が復興都市計画の実現の支障となり、仙台市、名古屋市、神戸市、広島市といった都市では当初の計画に近い形で復興が進んだが、多くの都市では事業の縮小を余儀なくされた。

昭和23年、戦時下で施行が停止されていた市街地建築物法令の大部分の施行が復活し、木造建築の防火構造に重点をおいた臨時防火建築規則が公布された。昭和25年、市街地建築物法が建築基準法に改正され、防火地域・準防火地域が規定された。昭和26年の官公庁施設の建設等に関する法律においては、一定規模以上の国家機関の建築物は耐火建築物とすることとされた。昭和27年、耐火建築促進法が制定されたが、この法律は戦後頻発した都市火災

を背景に成立したもので、防火建築帯の指定、耐火建築への補助、必要な場合の地方公共団体の建築代行からなっている。昭和 34 年の建築基準法改正により、簡易耐火建築物の概念が追加された。同年、伊勢湾台風による木造住宅の被害にかんがみ、日本建築学会は木造住宅禁止決議を行った。都市の不燃化の線から面への転換を図るべく、昭和 36 年、防災建築街区の指定、防災建築街区造成組合による防災建築物の建築、自治体、組合への補助等を内容とする防災建築街区造成法が制定された。法律に基づく民間建築物の不燃化促進はその後、昭和 44 年の都市再開発法へと受け継がれた。平成 7 年の阪神・淡路大震災の経験にかんがみ、大規模地震時に市街地大火を引き起こすなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が平成 9 年に施行された。法律によらない任意事業として、昭和 55 年、密集市街地などの防災性の向上を目的とした都市防災不燃化促進事業(平成 21 年時点：都市防災総合推進事業)が創設され、以降、耐火建築物等の建設に対する国、地方自治体の助成が行われている。

なお、昭和 43 年、(旧)都市計画法が廃止され、(新)都市計画法が制定された。同法において、高度成長期の急激な市街化の進展に対応し、線引き制度、開発許可制度が導入され、また、地域地区の一つとして防火地域・準防火地域が規定された。

戦後、日本の経済が立ち直り、鉄鋼やセメントを大量生産する体制が整ってきた一方、戦前・戦中の乱伐で荒れた山に植林した木が育っておらず、国産材の供給を抑制せざるを得ない状況も、都市・建築の不燃化を促進する要因の一つとなったと考えられる。

3 建築基準法・建築士法における取扱い

木材を建築・住宅に利用する場合、建築基準法等に規定されている基準を満たす必要がある。また、一定規模以上の建築物の設計、工事監理は、建築士によることとされているが、木造建築物については、他の構造とは異なった取扱いがなされている。本章では、建築基準法及び建築士法における木造建築の取扱いについて述べる。

(1) 建築基準法

建築基準法(以下、3(1)において「法」という。)は昭和25年に市街地建築物法の全面改正により制定された。同法は2で述べたような経緯もあり、建築物の防火、不燃化についての規定が多く含まれている。

木造建築の建築基準法上の取扱いについては以下のとおりである。

建築物を建築しようとする場合、建築主は法第6条第1項の規定に基づき確認申請をしなければならないが、すべての建築物について確認申請が義務付けられているわけではない。一定規模以上の特殊建築物⁴、大規模建築物、都市計画区域・準都市計画区域等内の建築物については対象となるが、それ以外の建築物は確認申請が不要である。大規模建築物については構造により差異があり、木造の場合、3階以上又は延べ面積500㎡、高さ13m若しくは軒の高さが9mを超えるものが対象である。木造以外の場合は、2階以上又は延べ面積200㎡を超えるものが対象となっている。逆に言えば、都市計画区域等外にある特殊建築物でない小規模な建築物は建築確認の対象にはならない。

建築主事又は指定確認検査機関による確認の審査に当たっては、いわゆる「4号建築物」⁵で建築士の設計に係るものについては、建築基準法令の一部が審査除外とされている。⁶

文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財等として指定された建築物、当該建築物の再現建築物、文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例により現状変更の規制及び保存の措置が講じられている建築物等については、法の規定は適用されない。文化財保護法の規定による登録有形文化財は、他の制限等がなければ、法が適用される。文化財保

⁴ 同法別表第1(イ)欄に掲げられる用途(学校、病院、百貨店、共同住宅などの不特定又は多数の者の利用に供される用途)に供される建築物。

⁵ 法第6条第1項第4号に該当する建築物。都市計画区域等内にある特殊建築物・3階以上等の大規模建築物以外の建築物。

⁶ 法第6条の3。昭和58年改正により追加。平成18年の建築士法等の改正により、審査除外については、建築士の技術水準等の事情を勘案して、建築物の区分のみならず建築士の区分に応じて政令で定めることとなったが、特例の見直しの時期及び内容については、設計者・審査担当者が見直し内容について十分に習熟した後に施行されることとされ、平成21年12月現在、未施行である。

護法に規定する伝統的建造物群保存地区内又は景観法の規定により景観重要建造物として指定された建築物については、市町村は条例で法の規定の一部を適用しないこととすることができる。

重要文化財等以外の建築物については、新築、増改築等において法の適用を受けるが、木造建築に関する構造耐力についての仕様規定は在来構法を想定しており、伝統的構法については十分な工学的知見が蓄積されていなかったこと等から、対応する規定が設けられておらず、その結果、伝統的構法による新築、増改築等を行うことが困難な状況であった。

ア 防火制限に関する用語

建築基準法による建築の防火制限については様々な用語が使われるが、その主なものは次のとおりである。

(ア) 材料

不燃材料：建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間、政令に掲げる要件（燃焼しないこと、防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないこと、避難上有害な煙又はガスを発生しないこと）を満たすものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

準不燃材料：建築材料のうち、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間、政令に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

難燃材料：建築材料のうち、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間、政令に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

(イ) 構造

耐火構造：壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。平成 16 年には枠組壁工法の、18 年には在来構法のうち一定の仕様が耐火構造として大臣認定を受けている。

準耐火構造：壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。準耐火構造は、木造建築物の防火性能技術の進展などにより、一定の防火性能を有する木造建築物の建築が可能となってきたことを背景に、平成4年の法改正で、それまでの簡易耐火構造を廃止し、新たに規定されたものである。平成12年の告示で木造の準耐火構造の構造方法が定められた。

防火構造：建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

（ウ）建築物

耐火建築物：主要構造部が耐火構造等であり、かつ、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を有する建築物

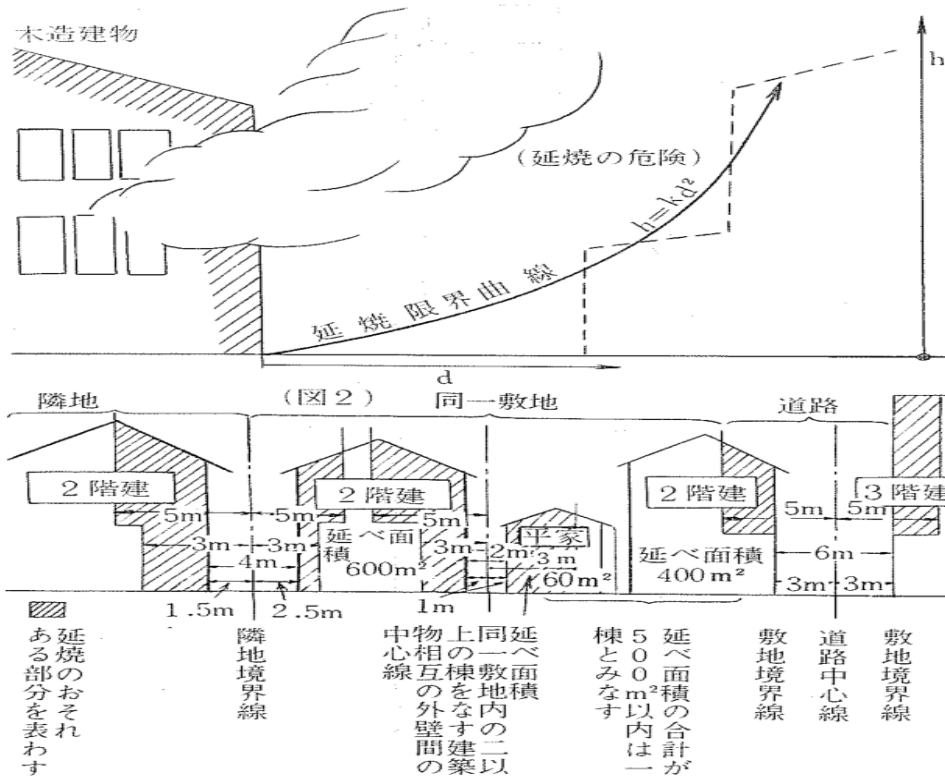
準耐火建築物：主要構造部が準耐火構造又はそれと同等の準耐火性能を有するものであり、かつ、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を有する建築物

主要構造部：壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等の建築物の部分を除く。

延焼のおそれのある部分：隣地境界線、道路中心線等から1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分

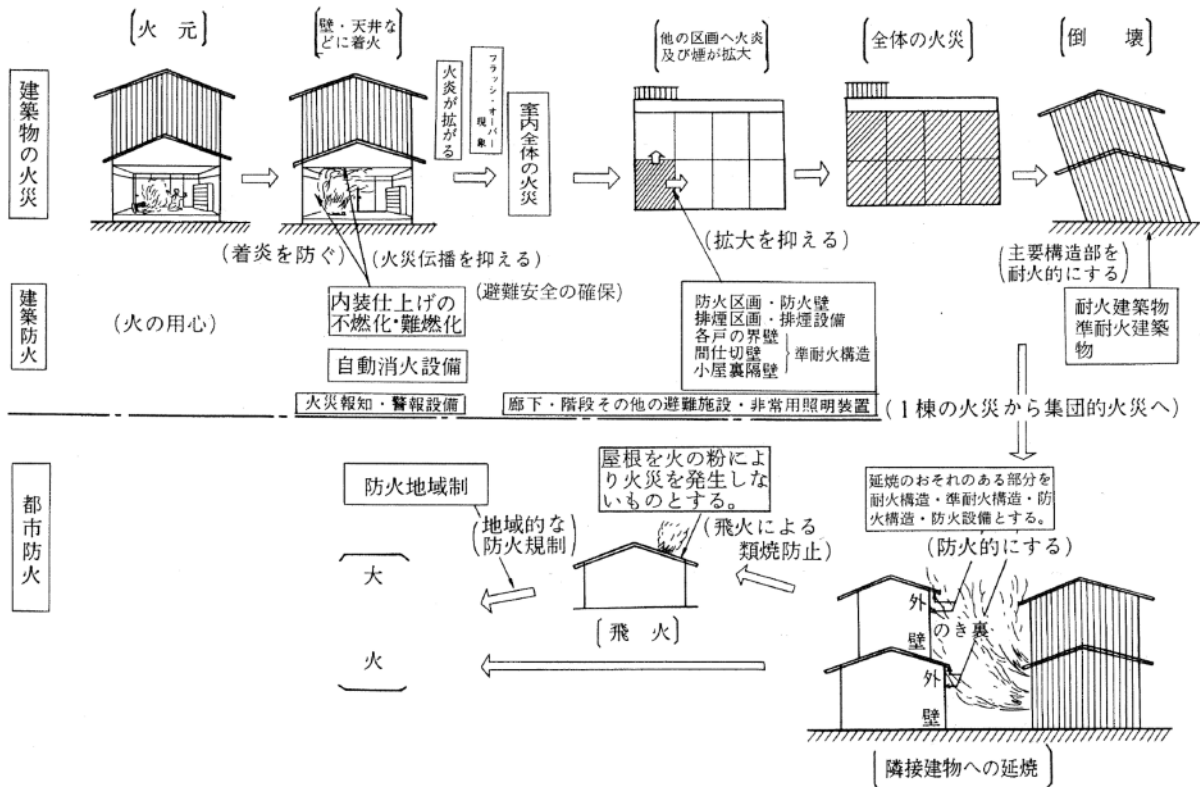
平成10年の法改正（12年6月施行）により、単体規定について、これまでの仕様規定が原則として性能規定化され、建築物に要求される性能水準を満たせば多様な材料、工法による建築が可能となった。

(図 3-1) 延焼のおそれのある部分



出典：国土交通省建築指導課編集『図解建築法規 2008』新日本法規（2008）

(図 3-2) 火災と建築防火・避難



出典：国土交通省建築指導課編集『図解建築法規 2008』新日本法規（2008）

イ 大規模建築物の構造制限

大規模な建築物（延べ面積 3,000 m²超）や中高層建築物（高さ 13m 超又は軒の高さ 9 m 超）は、構造上・防火上の危険性が大きいことを考えて、耐火建築物としなければならない（法第 21 条）。また、延べ面積が 1,000 m²超の木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を火の粉により建築物が火災を発生しない構造としなければならない（法第 25 条）。これらの制限は、建築物の立地場所や用途に関係なく、すべてのものが対象とされている。

ウ 特殊建築物の構造制限

特殊建築物については、用途、規模に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物に限定されている。例えば、学校等については、3 階以上の階を当該用途に供するものは耐火建築物に、床面積の合計 2,000 m²以上を当該用途に供するものは耐火建築物又は準耐火建築物にする必要がある（法第 27 条）。

施設の種類によっては、建築基準法以外の基準等により、さらに厳しい制限があるものもある。（学校教育法の設置基準、児童福祉施設最低基準等）

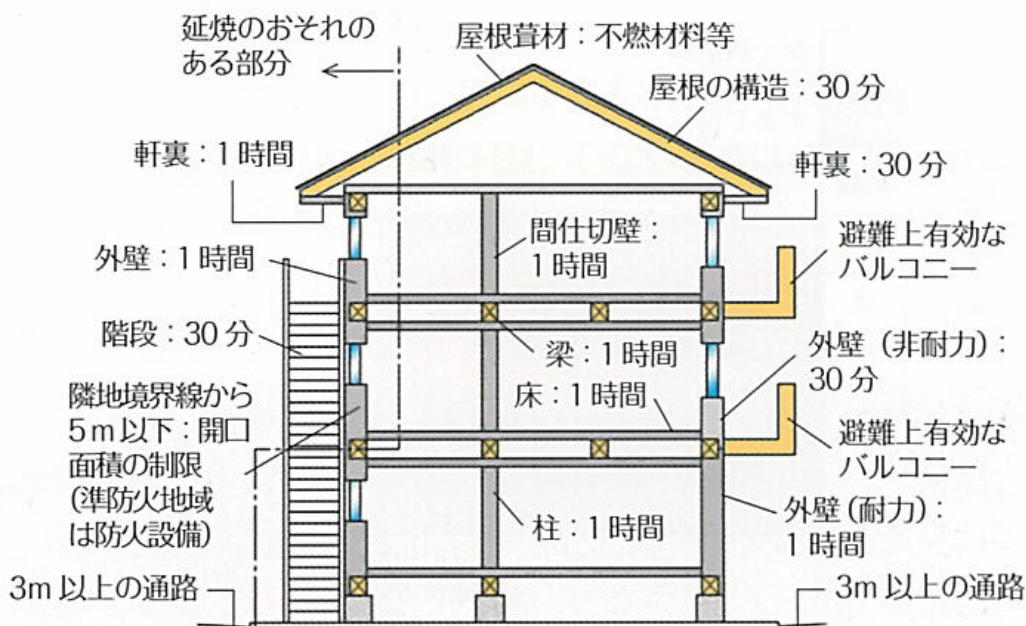
エ 防火・準防火地域における構造制限

都市計画で指定された防火地域においては、一定の例外を除き、階数が 3 以上又は延べ面積 100 m²を超える建築物は耐火建築物、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。（法第 61 条）

都市計画で指定された準防火地域においては、地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積 1,500 m²を超える建築物は耐火建築物、地階を除く階数が 3 の建築物（一定の基準に適合するものは除く。）又は延べ面積 500 m²超え 1,500 m²以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。それ以外の木造建築物も外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とする必要がある。（法第 62 条）

木造 3 階建住宅については、海外から規制緩和の要請もあり、順次基準が緩和されてきた。戸建住宅は、昭和 62 年に一定の技術基準に適合するものの建設が準防火地域で可能となった。共同住宅は、平成 4 年の法改正により一定の技術基準に適合するものの建設が防火・準防火地域以外の地域において可能となり、平成 11 年には準防火地域においても可能となった。

(図 3-3) 木造 3 階建共同住宅



出典：(財)日本住宅・木造技術センター『木材のすすめ 木材の利用方法と建築基準法』第5版(2007)

オ 屋根の不燃化等

法第 22 条第 1 項による指定区域(市街地の大部分が含まれる。)内では、耐火建築物、準耐火建築物以外の建築物の屋根は、火の粉により建築物が火災を発生しない構造としなければならない(法第 22 条)。

また、同条の指定区域内の木造建築物等の外壁のうち、延焼のおそれのある部分を、準防火性能を有する構造にしなければならない(法第 23 条)。

(2) 建築士法

建築士法は昭和 25 年に議員立法により成立し、以来数次にわたる改正を経て今日に至っている。建築士法は、建築物の設計及び工事監理をつかさどる技術者の資格を定め、試験制度により、建築士の免許登録をすることによって、一定水準の専門的技術の確保とその質の向上に資するとともに、その業務に対する責任制度を確立しようとするものである。

我が国の建築設計者に関する法令の特徴として、建築士資格に一級・二級という種別を設けている点がある。これは、我が国では、木造技術に関する古い歴史と伝統があり、この分野に従事する人々は、その他の近代的建築や特殊建築の分野とは別個独立の技術形態・営業形態をとっていることが多く、このような我が国独自の建築設計の幅と分布状況を考慮すれば、建築物の構造、用途、規模別の区分にしたがった免許登録制をとるのが実情に即したも

のと判断されたものである。

一級建築士と二級建築士の業務は、木造建築と非木造建築とで要件に差が設けられている。一級建築士でなければ設計又は工事監理ができない建築物（学校等の特殊建築物を除く。）は、鉄筋コンクリート造等の非木造については、延べ面積 300 m²超、高さ 13m又は軒の高さ 9 m超のものであるが、木造については、延べ面積 1,000 m²超かつ階数が 2 以上又は高さ 13m若しくは軒の高さ 9 m超のものとなっている。

昭和 58 年の建築士法の改正において、木造建築士が新設された。これは、小規模な木造の建築物の建築が、その設計及び工事監理を含めて、建築士でない大工・棟梁等により実質的に行われていた実態にかんがみ、制度をさらに補うためのものであった。

(図 3-4) 建築士の設計と工事監理の業務範囲

構造 高さ・ 階数 延べ 面積 (m ²)	木造 (注 1)			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、 コンクリートブロック造、無筋コンクリート造			
	階数 = 1	階数 = 2	階数 = 3	高さ 13m、軒高 9 m		高さ > 13m	軒高 > 9 m
				階数 2	階数 3		
30	資格要求なし (だれでもよい。)			資格要求なし (だれでもよい。)			
100							
200	一級建築士、二級建 築士又は木造建築士			一級建築士又は 二級建築士			
300							
500							
1,000	注 2			一級建築士			

注 1 : 高さ 13m 又は軒の高さ 9 m を超える木造建築物の場合は、一級建築士に限る。

注 2 : 網掛け部分の、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場 (オートリアムの
ないものを除く。)、百貨店の場合は、一級建築士に限る。

出典 : 国土交通省建築指導課編集 『 図解建築法規 2008 』 新日本法規 (2008)

4 公共建築における取組

国や自治体が整備・管理する公共建築における木材利用について、戦後の抑制的な状況から近年の積極的活用に至るまでの経緯を、施設毎にみていきたい。

国家機関の建築物については、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年)第7条第1項の規定により、延べ面積1,000㎡超など一定の要件に該当する場合は耐火建築物としなければならないこととなっている。また、同法第5条の2の規定により、一団地の官公庁施設においては耐火建築物とするよう努力義務が課せられている。

近年になり、建築基準法の見直し、技術開発等により大規模木造建築が建設可能となってきたこと等から、様々な公共建築において木材利用が推進されるようになってきた。

国土交通省官庁営繕部においては、首相官邸、京都迎賓館等の国の代表的建築物に木材を活用するほか、「公共建築における木材活用推進資料集」をまとめ、平成16年には木造建築工事標準仕様書を監修している。

学校に関しては、文部省(文部科学省)が昭和60年、平成8年及び平成10年に「学校施設における木材使用の促進について」を各都道府県教育委員会等へ通知しているほか、平成10年、16年及び19年に、木材を活用した学校の事例集や手引書を作成してきた。平成11年度からは林野庁と共同で「木材を活用した学校施設に関する講習会」を実施している。また、昭和61年度に木造建物の補助単価の大幅引上げを行い、鉄筋コンクリート造と同額とした。

社会福祉施設等においては、平成9年に厚生省(厚生労働省)が「社会福祉施設等での木材利用事例集」を作成し、都道府県、市に配布している。医療施設については、平成15年にパンフレット「心と体にやさしい医療環境の創出」を作成し、都道府県、市、関係団体に配布した。また、昭和62年度より、社会福祉施設、医療施設等に木造建築に対する補助基準単価を大幅に引き上げ、鉄筋コンクリート造と同額にした。

林野庁においては、森林・林業・木材産業づくり交付金により、地域材の利用を促進する上で特に高い展示効果を有する公共施設について、モデル的に施設整備を行うため、地方公共団体、PFI事業者、社会福祉法人等に対し支援を行っている。同交付金で対象となる施設は、医療・社会福祉関連施設、学校関連施設、先駆的公共施設等である。

より地域に密着している地方公共団体レベルにおいても、多様な取組がみられる。公共建築の木造化・木質化の推進のための指針・計画などが、北海道、宮城県、秋田県、茨城県、兵庫県等の道府県や各市町村において策定されており、それら指針等に基づき木材(特に地域材)を活用した公共建築の新築、内

装の木質化、木造住宅の建設支援等が進められている。

なお、平成 22 年の通常国会において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」が内閣から提出される見込みである。

(図 4-1) 出雲ドーム (H 4)



出典：出雲市 H P

(図 4-2) 大館樹海ドーム (H 9)



出典：秋田県 H P

(図 4-3) 長野県和田村立和田小学校 (H 13)



出典：文部科学省パンフレット『あたたかみとうるおいのある木の学校』

5 住宅政策における取組

住宅政策は、戦後から現在に至るまで、社会経済状況の変化に対応して適時見直しがなされてきたが、計画・マスタープラン、公的住宅、住宅金融、住宅生産等の面から、住宅政策における木造住宅の位置付けの変遷について概観する。

(1) 計画・マスタープラン

住宅に係る計画やマスタープランにおける木造住宅の位置付けについては以下のとおりである。

戦後の420万戸ともいわれる大量の住宅不足の下、公営住宅、住宅金融公庫、公団住宅の主要政策手法三本柱が確立された。その後、昭和27年の公営住宅建設三箇年計画をはじめとする住宅建設計画が策定され、それらの計画も次第に総合化され住宅難の解消が図られてきたが、著しい人口の都市集中や世帯の細分化等により、住宅需要は増大の一途をたどり、昭和40年代に入っても厳しい住宅事情が続いた。また、これらの計画は法的な根拠がなく、財政的裏づけも十分ではなかった。このため、住宅対策を一段と強化し、国及び地方公共団体による住宅供給はもちろん、民間による建設を含む一体的な住宅建設計画を策定し、これに基づいて国、地方公共団体及び国民が相互に協力し合って住宅建設を協力的に推進する目的から、昭和41年「住宅建設計画法」が制定され、同法に基づき、住宅建設五箇年計画が第一期（S41～45年度）から第八期（H13～17年度）まで策定された。同計画は国、地方ブロック（北海道、東北等の10ブロック）都道府県レベルの計画であり、5年間における住宅（公的資金住宅を含む。）の建設の量的目標等を明示している。量的目標に加え、第三期（S51～55年度）以降の計画では居住水準、第四期（S56～60年度）以降では住環境水準、第八期では住宅性能（耐震性、防火性、耐久性、バリアフリー）水準を規定した。住宅建設五箇年計画における木造住宅についての記載としては、第五期計画（S61～H2年度）にて「良質な木造住宅の普及促進のため、工務店等関連業界の経営近代化」が盛り込まれており、第八期計画には「環境負荷の低減に資する優良な木造住宅の普及促進」が規定された。

戦後確立した公営、公庫、公団の各制度は、平成15年から19年にかけて抜本的な見直しが行われた。また、公共事業の長期計画について事業費からアウトカム目標（成果指標）へと見直される中、住宅に係る計画についても、新規建設からストック重視へと転換することが求められた。平成18年に住宅建設計画法が廃止され新たに住生活基本法が制定され、同法に基づく住生活基本計画（全国計画）が同年9月に閣議決定された。同法において全国計画

に即して都道府県計画が策定されることとなっているが、策定された都道府県計画においては地域木造住宅の促進について規定しているものも多い。

一方、より地域に根ざした計画である市区町村レベルの計画としては、昭和 58 年に制定された地域住宅計画（H O P E（Housing with Proper Environment）計画）がある。同計画は、地域に根ざした住宅政策を展開するための総合的な市区町村の住宅計画であり、必ずしも事業の具体的な内容（事業費や建築計画など）を整理したものとはなっていない。同計画の成果として、地域の実情に応じて、地場産材を活用した住宅の建設、身近な居住環境の整備、景観に配慮した建築物の誘導、地域の文化などを発展・継承させる住宅研究会といった組織の誕生と継続的活動などが挙げられる。多くの計画で、地域住宅生産との連携や、木造住宅・建築の推進が位置付けられた。H O P E 計画は、平成 5 年に地域高齢者住宅計画、克雪タウン計画と統合され、さらに 6 年に住宅マスタープランとして再編された。

平成 17 年の「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の制定により、地方公共団体（都道府県、市町村）が策定する地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画（地域住宅計画）が法的に位置付けられた。同法において同計画に基づく事業等の実施に要する経費に対し、国は地域住宅交付金を交付することとされた。地域住宅交付金は地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業も交付対象となり、地域材を活用した木造住宅建設助成や、木造住宅技術者の育成などが実施されている。

（図 5-1）地域住宅交付金を活用した木造住宅振興

木造公営住宅等の整備

- 公営住宅等整備事業
- イメージ：県営八千代下野間住宅（兵庫県）
- イメージ：豊久島環境共生住宅（鹿児島県、土屋久野）

住宅再建に向けたモデル住宅建設

- 中山間地型復興住宅普及促進事業（新潟県長岡市）
- 新潟県中越地震により大きな被害を受けた山古志をモデルに、早期住宅再建のため、雪に強く周辺景観に調和した低コストの木造住宅を提案し、モデル住宅の建設事業等を実施。

木造住宅フェアの開催

- 木の家フェア開催（群馬県前橋市）
- 木の家の家新築促進のため、県で行う住宅フェアに併せて「木の家のフェア」を開催する。

木造住宅技術者の育成

- 木造技術等普及啓発事業（兵庫県）
- ひょうご木の住まいづくり塾の設置、大工、工務店を対象とした「ひょうご移動大工塾」、「木造住宅技術シンポジウム」を開催

木造に係る助成制度の普及

- 秋田スギ利用優良木造住宅普及事業（秋田県）
- 地域特性を踏まえた「秋田スギ利用優良木造住宅」の融資制度を普及するための説明会及びパンフレット作成等。

地域材を使った耐震工法の普及

- 木造住宅振興費（和歌山県）
- 地域材を使った耐震構法を平成 16 年度に開発したことに伴い、消費者に安全、安堵で安心して使えるよう普及システムを構築する。
- <格子状耐力壁> <外付けする場合のイメージ>

地域材を活用した民間木造住宅の建設に対する助成

- 木造住宅建設補助（栃木県鹿沼市）
- 定住者を対象とした地域材の使用に対する補助を実施。
- 地域材利用推進事業（静岡県浜松市）
- 地域材を構造材に使用する者を対象に、一定額を限度に補助。

リサイクルウツドの活用

- 公営住宅等整備事業
- イメージ：統合松川団地（長野県）

出典：国土交通省 H P

(2) 公営住宅

公営住宅制度は、終戦直後、戦災者や引揚者に対する住宅を確保するため、昭和 20 年 9 月に閣議決定された「戦災都市応急簡易住宅建設要綱」に基づいて国庫補助を受けた越冬用応急簡易住宅が建設されたことに端を発している。昭和 21 年以降は予算補助により毎年 4 万戸程度の建設が行われてきたが、昭和 25 年に至っても勤労者の住宅難は依然として解消されなかった。こうした住宅対策を戦後の応急措置ではなく、恒久性と計画性をもった制度として確立するため、公営住宅法が昭和 26 年に制定された。同法は翌 27 年に改正され、第 5 条第 3 項「事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。」が追加され、不燃住宅尊重が明確化された。

木造の公営住宅については、昭和 62 年に創設されたウッドタウンプロジェクト等による木造公営住宅の建設が行われ、平成 11 年の補正予算において、地域特性を活かした木造公営住宅等の建設に対する補助対象額の増額がなされた。

(3) 住宅金融

戦後の空前の住宅不足数の解消のため、住宅建設を誘導する長期低利の融資に必要な資金の獲得に対策の重点が置かれ、昭和 25 年の「住宅金融公庫法」制定により、同年、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が設立された。公庫は、設立以来、長期・固定・低利の住宅資金を安定的に供給するとともに、独自に定める技術基準を満たす住宅を融資対象とすることなどにより、良質な住まいづくり・まちづくりに貢献してきた。

住宅政策全体として、公的主体による住宅及び住宅資金の直接供給を基本とする体系から、市場を通じて住宅の質を高める市場重視の体系への転換の必要性が指摘され、住宅ローン金利及び商品性の自由化等の金融市場の環境変化を背景に、民間金融機関が個人向けの住宅ローンに積極的に取り組み始める中で、公庫の役割についても従来の直接融資から民間金融機関による融資の支援・補完に転換することを基本とすることが求められるようになった。また財政投融资制度改革等の要請から、従来の財政融資資金等を前提とした仕組みから市場機能を活用した住宅金融システムへの転換を図ることが求められるようになった。平成 13 年 12 月の特殊法人等整理合理化計画において、公庫は廃止し、証券化支援業務を行う独立行政法人を設置することとされた。平成 17 年、独立行政法人住宅金融支援機構法が成立し、平成 19 年に独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。

公庫の融資においては、住宅の構造により償還期間に差異が設けられてい

た。木造の 25 (15) 年に対し、簡易耐火 30 (20) 年、耐火 35 (30) 年 (() 内は公庫設立当初) であった。平成 12 年、木造のうち高耐久のものの償還期間が 35 年とされ、耐火構造と同じになった。

公庫融資においても、都市の防災・不燃化に向けた取組がなされた。昭和 32 年、中高層耐火建築物等建設資金融資制度が創設された。また、共同住宅 (賃貸住宅) に対する貸付要件が、昭和 25 年の制度創設時には耐火構造とされた。昭和 34 年に簡易耐火構造が要件に追加された。

地域の気候、風土に根ざした住まいづくりの観点からは、昭和 59 年に H O P E 計画適合工事割増融資を設け、昭和 61 年の 地域優良木造住宅等を対象とした地域政策割増融資、平成 10 年の地方公共団体施策住宅に係る特例加算制度などを設けてきた。

一方、住宅の品質の確保、誘導のため、公庫は建築基準法とは別に独自の技術基準・共通仕様書を作成してきた。木造住宅については、建築基準法上規定のなかった布基礎・筋交いの設置、簡易耐火構造の基準を先行的に規定する等の取組が行われた。

(4) 公団・公社住宅

日本住宅公団 (以下「公団」という。) は、住宅不足の著しい地域における勤労者のための住宅建設及び大規模かつ計画的な開発などを目的として、高度成長期の昭和 30 年、「日本住宅公団法」の制定により、同年、設立された。

昭和 56 年、公団と宅地開発公団が統合され、「住宅・都市整備公団」に再編された。平成 11 年、それまでの住宅事情の改善のための住宅・宅地の大量供給から、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を実現するための都市の基盤整備へと重点を置く「都市基盤整備公団」が設立され、住宅・都市整備公団の業務のうち都市開発・再開発業務は都市基盤整備公団に引き継がれたが、分譲住宅業務からは撤退した。平成 13 年 12 月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により、都市基盤整備公団を廃止し、旧都市基盤整備公団と旧地域振興整備公団の地方都市開発整備部門が統合して、都市再生に民間を誘導するための新たな独立行政法人「都市再生機構」が平成 16 年に設立された。

公団は、「住宅の不足の著しい地域において、(略) 耐火性能を有する構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給を行う」(日本住宅公団法第 1 条) こととされ、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の住宅を中心とした住宅の大量供給を行い、木造住宅の供給は行わなかった。

公庫の融資を受けて賃貸住宅の供給等を実施する主体として民法第 34 条に基づき住宅協会及び住宅公社が各地に設立され、住宅供給事業を展開したが、土地収用権等の権限が付与されず、税制面での優遇もなかった。一方、

持家を中心とする住宅整備を推進する必要性が増大する中、民間デベロッパーの未成熟、勤労者の持家取得のための貯蓄の不足等の問題があった。このため、勤労者が持家を取得するための新しい住宅供給方式である積立分譲住宅制度を創設すると同時に、積立金を直接受け入れ、この資金及び公庫資金を併せて活用し、住宅を供給する新たな主体の創設が必要とされた。

このような経緯を受け、昭和 40 年に制定された地方住宅供給公社法に基づき、地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が各地で設立された。公社は全国で 57 公社（47 都道府県及び 10 政令市等）設立されたが、平成 21 年 3 月に 4 公社が解散し、平成 21 年 12 月現在、53 団体となっている。

公社は住宅の不足の著しい地域（三大都市圏等）を対象とした公団と異なり全国を対象としていることもあり、地方住宅供給公社法には日本住宅公団法とは異なり住宅の構造についての規定はなく、分譲住宅を中心に木造住宅の供給も行われた。

（ 5 ）住宅生産合理化・木造住宅振興

上記のほか、木造住宅振興施策として、国土交通省、林野庁を中心として、多様な取組がなされている。

木造住宅生産の中心である在来構法（工法）についてクローズアップしたのが、昭和 51 年の建築審議会の「建築生産近代化の推進のための方策に関する答申」である。答申に基づき、在来工法の合理化等を行う「木造住宅在来工法合理化促進事業」が昭和 52 年、建設省により創設された。昭和 55 年には、大工・工務店の供給体制全体を対象とし、地域特性に応じた木造住宅技術の改良・業務の共同化による工務店機能の強化・需要者サービスの向上を実現するため「木造住宅振興モデル事業」が開始された。木造住宅の生産供給体制の合理化、近代化を一層推進し、地域特性を踏まえた良質な木造住宅の供給を促進するため、昭和 60 年度から「地域木造住宅生産供給促進事業」が実施され、昭和 62 年度から同事業が拡充された「木造住宅生産近代化促進事業」が実施された。同年度には地域特性を踏まえた良好な木造住宅団地を建設する「ウッドタウンプロジェクト」が開始された。また、平成 9 年度に、木造住宅の市場競争力の強化と中小住宅生産者の近代化を図ることを目的とした「木造住宅総合対策事業」が創設された。平成 21 年現在、地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発その他の事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して補助する「地域木造住宅市場活性化推進事業」が実施されている。

大工等の建設技能者の不足等に対応するため、平成 15 年度から国土交通省の補助により、3 年間の講義・技能研修からなる大工育成塾がスタートしている。

一方、林野庁においては、国産材利用の推進といった観点から住宅や公共施設の木材利用を推進している。住宅への国産材利用という面から、「顔の見える木材での家づくり」グループに対する支援や地域材を活かした地域型住宅づくりへの支援等を行っている。また、森林・林業・木材産業づくり交付金により、木造の公共施設（先駆的施設、学校関連施設）の整備に助成（交付率 1/2）が行われている。さらに、国産材利用拡大のための国民運動である「木づかい運動」が平成 17 年以降展開されるとともに、市民や児童に対する木材利用に関する教育活動（木育）が推進されている。

（ 6 ） 地方公共団体の取組

地方公共団体においては、地域毎の実情に応じ、多様な取組がなされている。公共建築については、北海道、宮城、秋田、茨城、兵庫等の都道府県や各市町村において、その木造化・木質化の推進のための指針・計画が策定され、それらの計画等に基づき施設の整備が進められている。

住宅の木造化についても、地域住宅計画等のマスタープランに基づき、多くの自治体が地域材を活用した木造住宅建設等に対し支援を行っている。

(表 5-1) 木造住宅建設促進に係る助成制度(都道府県、平成 21 年度)

県名	低利融資	利子補給	経費の一部助成	地域材の無償提供	経費の一部助成及び地域材の無償提供の主な内容
宮城			1		県産材等を一定割合以上使用した住宅を対象に、1戸当たり最大80万円を助成
秋田	1	1		2	県産材利用センターによる梁・桁材供給事業(上限448千円/戸)への助成ほか
山形		1			県産木材を使用した住宅の利子を補給する。(1.0%又は0.5%)
福島				1	県ブランド材生産協同組合による柱材無償提供事業(100本分相当/戸)への助成
茨城		1	1		1戸当たり20万円を上限に県産柱材等に係る費用を助成
栃木				1	県木協連による県産乾燥柱材無償提供(10万円/戸相当)への助成
群馬			1		1戸当たり100万円を上限に助成、内装材15万円を上限に助成
千葉			1		市町村による経費の一部助成制度への助成(25万円/戸)
神奈川	1				低利融資(増改築資金、貸付限度額500万円)
新潟			1		「越後杉ブランド」材を一定量以上使用した住宅建築に助成(40～60万円/戸)
富山	1				融資額:新築350万円以内、改良200万円以内、融資利率:無利子、償還期間10年以内
石川			1		1戸につき10万円の助成
福井			3		【新築・建替】1戸につき30万円又は50万円の助成、【リフォーム】1件当たり5万～15万円の助成
山梨				1	県木材協会による県産柱材・内装材無償提供事業への助成
長野			1	2	1戸につき30万円の助成(増改築15万円)、柱30本提供他
岐阜		1	2	1	構造材80%以上かつ横架材6㎡使用で最大30万円/棟(増改築は内装材20㎡以上で最大10万円)
静岡			1		1戸につき30万円の助成
愛知				1	県森連による県産柱材提供事業(10万円/戸)への助成
滋賀			1		県産材の利用量に応じて助成(20万円/戸、30万円/戸、40万円/戸の3段階)
京都	1		1		府内産認証木材を使用し住宅建築した場合に1万円/㎡を助成(5～20万円/戸)
兵庫	1				フラット35金融機関平均利率 1.0%、年2回見直し半年間ずつ適用
奈良			1		奈良県地域認証材の使用量に応じて一定の金額を助成(上限30万円/戸)
和歌山			1		乾燥紀州材1㎡(構造材及び内装材)につき2万円の助成(上限20万円/戸)
鳥取			2		新築住宅1㎡につき3万円の助成(伝統技術活用の場合は更に15万円/戸助成) リフォーム1㎡につき3万円(県産材)又は4万円(県産JAS材)の助成
島根			2		木造住宅建築グループに対し1戸につき15万円又は30万円の助成他
岡山			1		県産乾燥材を主要構造材に8㎡以上使用する木造住宅に30万円/戸助成
広島			1		1戸につき40万円又は50万円の助成
山口		1	1		1戸につき50万円の助成
徳島	1				金融機関における当初10年の住宅ローン金利が2.0%
愛媛		1	1	1	住宅を新築する施主に対し、一戸あたり県産柱材80本を無償提供他
高知			2		1戸につき40万円の助成
福岡			1		床面積1㎡につき2,587円の助成、さらに県産材の利用量に応じて最高13万2千円上乗せ
佐賀			1		住宅ローンの利子相当額(新築:50万円/戸、リフォーム:25万円/戸)を一括助成
熊本				1	県木連による県産材無償提供事業(木造住宅新築、戸建て住宅リフォーム)とJAやつしろによるくまもと畳表無償提供事業への助成
大分			2		構造材に県産材を80%以上用いた住宅を建てる県外、県内の工務店等への助成
宮崎			2	1	木材業界と住宅業界の連携グループが取り組む、県産材住宅建設への助成
鹿児島			1		認証かごしま材の家住宅瑕疵担保責任保険等の付保に係る費用への助成
事業数	6(0)	6(1)	34(5)	12(0)	37府県(1)

注1: 林野庁業務資料

注2: 数字は事業数、括弧内は前年比数を示す。

注3: 地域材を一定割合以上使用した場合に助成するなどの条件がある。なお、新規募集を終了した制度については掲していない。

出典: 林野庁資料

(表 5-2) 木造住宅建設促進に係る助成制度(市町村、平成 21 年度)

県名	経費の一部助成	地域材の無償提供	利子補給	合計	市町村数		実施市町村
					H21	H20	
北海道	9			9	9	8	今金町、下川町、白糠町、平取町、置戸町、足寄町、美幌町、津別町、紋別市
岩手	7			7	7	5	紫波町、葛巻町、岩泉町、住田町、岩手町、宮古市、遠野市
宮城	1			1	1	1	川崎町
秋田	2			2	2	2	能代市、大館市
山形	8		1	9	7	6	西川町、朝日町、大江町、小国町、飯豊町、川西町、酒田市
福島	6	1	1	8	8	8	南会津町、南相馬市、川俣町、川内村、会津若松市、柳津町、古殿町、小野町
茨城	3			3	3	3	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
栃木	4	1		5	5	5	鹿沼市、大田原市、塩谷町、那珂川町、那須町
群馬	3			3	3	2	桐生市、川場村、下仁田町
埼玉	1			1	1	1	飯能市
千葉	4			4	4	2	市原市、香取市、山武市、君津市
東京	1			1	1	1	檜原村
新潟	4			4	4	4	糸魚川市、佐渡市、阿賀町、村上市
富山	4			4	4	4	富山市、魚津市、小矢部市、黒部市
石川	10			10	10	10	金沢市、白山市、輪島市、穴水町、能美市、小松市、中能登町、珠洲市、七尾市、能登町
福井	2			2	1	0	おおい町
長野	3	1		4	4	4	木曾町、上松町、大桑村、根羽村
岐阜	2			2	2	0	高山市、揖斐川町
静岡	3	3		6	5	5	静岡市、浜松市、島田市、川根本町、森町
三重	3			3	3	3	熊野市、尾鷲市、紀北町
滋賀	2			2	2	3	甲賀市(一時保留)、東近江市、高島市
京都		1		1	1	1	京都市
兵庫	2			2	2	1	宍粟市 多可町
和歌山	1			1	1	1	新宮市
鳥取	2			2	2	1	日南町、鳥取市
島根	5			5	4	3	出雲市、大田市、浜田市、邑南町
岡山	5			5	5	5	新見市、真庭市、美咲町、久米南町、津山市
広島	1			1	1	0	庄原市
山口	1			1	1	2	下関市
徳島	2			2	2	2	美馬市、三好市及び東みよし町(三好地域木造住宅推進協議会)
愛媛	4			4	4	4	西予市、大洲市、久万高原町、鬼北町
高知	2			2	2	1	土佐市、禰原町
福岡		1		1	1	1	星野村
熊本	3			3	3	2	美里町、八代市、芦北町
大分	2	2		4	3	2	日田市、佐伯市、中津市
宮崎	5	2		7	7	6	高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、美郷町、野尻町、日南市
鹿児島	2			2	2	2	屋久島町、南種子町
事業数	119(20)	12(0)	2(1)	133(19)	127	111	

注1: 林野庁業務資料

注2: 数字は事業数、括弧内は前年比数を示す。

注3: 地域材を一定割合以上使用した場合に助成するなどの条件がある。なお、新規募集を終了した制度については掲上していない。

出典: 林野庁資料

6 まちづくり・景観形成の面からの取組

木造建築の保存、整備、活用については、文化財保存、まちづくり、景観形成の面からの取組も行われてきた。

我が国の建築物は古くから主として木造で建築されており、歴史的・文化的価値をもつ文化財の多くも木造がほとんどである。そのような建築物については、前述のように建築基準法の適用が除外されているが、その保存、活用について文化財保護法が適用されるものもある。昭和 25 年の同法公布時からある重要文化財の制度に加え、その後、まちづくり・街並み保存の活動の活発化等を受け、昭和 50 年に重要伝統的建造物群保存地区制度、平成 8 年に登録文化財制度が創設された。

(表 6-1) 重要伝統的建造物群保存地区一覧

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準(注)	面積 (ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平成元年 4 月 21 日	(三)	14.5
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭和 53 年 5 月 31 日	(二)	10.6
3	青森	黒石市中町	商家町	平成 17 年 7 月 22 日	(一)	3.1
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	平成 13 年 6 月 15 日	(二)	34.8
5	秋田	仙北市角館	武家町	昭和 51 年 9 月 4 日	(二)	6.9
6	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭和 56 年 4 月 18 日	(三)	11.3
7	群馬	六合村赤岩	山村・養蚕集落	平成 18 年 7 月 5 日	(三)	63.0
8	埼玉	川越市川越	商家町	平成 11 年 12 月 1 日	(一)	7.8
9	千葉	香取市佐原	商家町	平成 8 年 12 月 10 日	(三)	7.1
10	新潟	佐渡市宿根木	港町	平成 3 年 4 月 30 日	(三)	28.5
11	富山	高岡市山町筋	商家町	平成 12 年 12 月 4 日	(一)	5.5
12	富山	南砺市相倉	山村集落	平成 6 年 12 月 21 日	(三)	18.0
13	富山	南砺市菅沼	山村集落	平成 6 年 12 月 21 日	(三)	4.4
14	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	平成 13 年 11 月 14 日	(一)	1.8
15	石川	金沢市主計町	茶屋町	平成 20 年 6 月 9 日	(一)	0.6
16	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	平成 17 年 12 月 27 日	(二)	11.0
17	石川	輪島市黒島地区	船主集落	平成 21 年 6 月 30 日	(二)	20.5
18	福井	若狭町熊川宿	宿場町	平成 8 年 7 月 9 日	(三)	10.8
19	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平成 20 年 6 月 9 日	(二)	19.1
20	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平成 5 年 7 月 14 日	(三)	25.6

21	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	昭和 62 年 4 月 28 日	(一)	13.2
22	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	昭和 51 年 9 月 4 日	(三)	1245.4
23	長野	塩尻市奈良井	宿場町	昭和 53 年 5 月 31 日	(三)	17.6
24	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	平成 18 年 7 月 5 日	(二)	12.5
25	長野	白馬村青鬼	山村集落	平成 12 年 12 月 4 日	(三)	59.7
26	岐阜	高山市三町	商家町	昭和 54 年 2 月 3 日	(一)	4.4
27	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	平成 16 年 7 月 6 日	(一)	6.6
28	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平成 11 年 5 月 13 日	(一)	9.3
29	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	平成 10 年 4 月 17 日	(三)	14.6
30	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭和 51 年 9 月 4 日	(三)	45.6
31	三重	亀山市関宿	宿場町	昭和 59 年 12 月 10 日	(三)	25.0
32	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平成 9 年 10 月 31 日	(三)	28.7
33	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平成 3 年 4 月 30 日	(一)	13.1
34	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	平成 10 年 12 月 25 日	(三)	32.2
35	京都	京都市上賀茂	社家町	昭和 63 年 12 月 16 日	(二)	2.7
36	京都	京都市産寧坂	門前町	昭和 51 年 9 月 4 日	(三)	8.2
37	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭和 51 年 9 月 4 日	(一)	1.4
38	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭和 54 年 5 月 21 日	(三)	2.6
39	京都	南丹市美山町北	山村集落	平成 5 年 12 月 8 日	(三)	127.5
40	京都	与謝野町加悦	製織町	平成 17 年 12 月 27 日	(二)	12.0
41	京都	伊根町伊根浦	漁村	平成 17 年 7 月 22 日	(三)	310.2
42	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平成 9 年 10 月 31 日	(一)	11.2
43	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭和 55 年 4 月 10 日	(一)	9.3
44	兵庫	篠山市篠山	城下町	平成 16 年 12 月 10 日	(二)	40.2
45	兵庫	豊岡市出石	城下町	平成 19 年 12 月 4 日	(二)	23.1
46	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平成 5 年 12 月 8 日	(一)	17.4
47	奈良	宇陀市松山	商家町	平成 18 年 7 月 5 日	(一)	17.0
48	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平成 18 年 12 月 19 日	(二)	6.3
49	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平成 10 年 12 月 25 日	(一)	4.7
50	島根	大田市大森銀山	鉱山町	昭和 62 年 12 月 5 日	(三)	162.7
51	島根	大田市温泉津	港町・温泉町	平成 16 年 7 月 6 日	(二)	36.6
52	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭和 54 年 5 月 21 日	(一)	15.0
53	岡山	高梁市吹屋	鉱山町	昭和 52 年 5 月 18 日	(三)	6.4
54	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭和 57 年 12 月 16 日	(一)	5.0
55	広島	呉市豊町御手洗	港町	平成 6 年 7 月 4 日	(二)	6.9
56	山口	萩市堀内地区	武家町	昭和 51 年 9 月 4 日	(二)	77.4

57	山口	萩市平安古地区	武家町	昭和 51 年 9 月 4 日	(二)	4.0
58	山口	萩市浜崎	港町	平成 13 年 11 月 14 日	(二)	10.3
59	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭和 59 年 12 月 10 日	(一)	1.7
60	徳島	美馬市脇町南町	商家町	昭和 63 年 12 月 16 日	(一)	5.3
61	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	平成 17 年 12 月 27 日	(三)	32.3
62	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭和 60 年 4 月 13 日	(三)	13.1
63	愛媛	内子町八日市護国	製蠟町	昭和 57 年 4 月 17 日	(三)	3.5
64	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	平成 21 年 12 月 8 日	(二)	4.9
65	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平成 9 年 10 月 31 日	(一)	18.3
66	福岡	朝倉市秋月	城下町	平成 10 年 4 月 17 日	(二)	58.6
67	福岡	八女市八女福島	商家町	平成 14 年 5 月 23 日	(二)	19.8
68	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	平成 8 年 12 月 10 日	(三)	20.7
69	福岡	黒木町黒木	在郷町	平成 21 年 6 月 30 日	(三)	18.4
70	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平成 3 年 4 月 30 日	(三)	15.9
71	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	平成 17 年 12 月 27 日	(二)	12.8
72	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	平成 18 年 7 月 5 日	(二)	2.0
73	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	平成 18 年 7 月 5 日	(一)	6.7
74	長崎	長崎市東山手	港町	平成 3 年 4 月 30 日	(二)	7.5
75	長崎	長崎市南山手	港町	平成 3 年 4 月 30 日	(二)	17.0
76	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平成 17 年 7 月 22 日	(二)	9.8
77	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平成 20 年 6 月 9 日	(二)	21.2
78	大分	日田市豆田町	商家町	平成 16 年 12 月 10 日	(二)	10.7
79	宮崎	日南市飫肥	武家町	昭和 52 年 5 月 18 日	(二)	19.8
80	宮崎	日向市美々津	港町	昭和 61 年 12 月 8 日	(二)	7.2
81	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平成 10 年 12 月 25 日	(三)	39.9
82	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平成 7 年 12 月 26 日	(二)	43.8
83	鹿児島	南九州市知覧	武家町	昭和 56 年 11 月 30 日	(二)	18.6
84	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	平成 15 年 12 月 25 日	(二)	19.2
85	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平成 12 月 5 月 25 日	(三)	21.4
86	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭和 62 年 4 月 28 日	(三)	38.3
合 計 38 道府県 74 市町村 86 地区						3,259.3

注：重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和 50 年 11 月 20 日 文部省告示第 157 号）
 伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの
 （一）伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
 （二）伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
 （三）伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

出典：文化庁 H P

また、歴史的風土の保存を目的に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が昭和41年に公布された。同法の対象となる古都は、法律又は政令で定められた京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市及び大津市の10市町村である。明日香村については、昭和55年に古都保存法の特例として「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」が公布された。

古都保存法の対象都市以外においても、早くから歴史的資産の保存と活用を通じて地域活性化を目指す独自の努力がなされていた。このような状況を背景として、古都保存行政の理念を全国に展開するため、平成20年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が公布、施行された。同法に基づく歴史的風致維持向上計画は、平成22年2月現在、金沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市、犬山市、下諏訪町、佐川町、山鹿市、桜川市、津山市、京都市、弘前市、水戸市及び長浜市の15市町で認定されている。

(図6-1) 亀山市歴史的風致維持向上計画の概要(抜粋)

重点区域における施策・事業概要



出典：国土交通省HP

景観についての関心の高まりから、自治体レベルでは、自主条例等による多様な取組が展開されてきた。また、観光立国や都市再生の推進の観点からも良好な景観の形成が求められるようになった。このような動きを受け、景観についての基本法であり、また景観に関する総合的施策を講じる景観法が平成16年に公布、17年に全面施行された。平成21年12月現在、景観法に基づく景観

計画策定団体は 199 団体である。

また、平成 17 年に施行された改正文化財保護法において、文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの）が規定された。

以上のように拡充が図られてきた各種制度等を活用しながら、文化財保存、まちづくり、景観形成の面からの木造建築・住宅の保存、整備、利活用が活発に取り組まれている。

7 調査研究・技術開発

国（国土交通省、同国土技術政策総合研究所、林野庁）独立行政法人（建築研究所、森林総合研究所）公益法人（(財)日本住宅・木造技術センター等）大学、民間企業等において、木造建築、木材に係る調査研究・技術開発が進められてきた。日本建築学会や日本木材学会においては、委員会、研究会活動が行われている。

伝統的構法に関しては、国土交通省の補助により、平成 20 年、(財)日本住宅・木造技術センターにおいて、伝統的構法の実物大試験体の振動台実験、設計法の構築等が行われ、21 年は引き続き、木を活かす建築推進協議会及び(独)建築研究所の共同研究により、同試験体の静加力実験が実施された。

「住生活基本計画（全国計画）」においては、基本的な施策として、「良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、(略)木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、(略)を推進する。」こととされている。

林野庁が平成 19 年に策定した「木材に関する技術開発目標」においては、今後 5 年間の取組事項として、木材の物性面・機能面のデータ整備、加工技術の開発、在来工法部材等の新製品の開発などが掲げられている。

(図 7-1) 伝統的構法の実物大試験体の静加力実験による建物変形



出典：木を活かす建築推進協議会 H P

8 計画における位置付け

建築・住宅における木材利用については、近年、各種の政策的観点から計画に位置付けられてきた。

住宅政策の観点では、5(1)で述べた住生活基本計画(全国計画)において、基本的な施策として、「森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進」「木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進」することが位置付けられている。

林野行政の観点からは、平成13年10月(18年9月に変更)に閣議決定された森林・林業基本計画において、「関係府省、地方公共団体等が連携して、(略)公共施設(略)での木材利用を推進」「顔の見える木材での家づくり」の取組が重要であり、特に消費規模の大きい都市圏への取組を強化」等が掲げられている。

建築・住宅における木材利用は地球温暖化対策の一環としても位置付けられており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、18年7月一部改定、20年3月全部改定)において、森林吸収源対策として「住宅や公共施設等への地域材利用の推進」が規定されている。また、同法に基づく政府実行計画(平成19年3月)において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する建設資材等の選択として「木材の利用(略)を促進する。」とされている。

9 関係組織・団体

木造建築・住宅の生産に当たっては、関係者が多岐にわたっており、それら関係者の組織化がこれまでなされてきた。

木材業サイドでは、昭和 23 年に木材加工業者を中心とした団体として(社)日本木材加工技術協会が設立され、昭和 31 年には、一般製材業に係る業界団体の連合会として(社)全国木材組合連合会が設立された。

住宅生産者サイドでは、昭和 46 年に、木造軸組工法の振興と業界の健全なる発展を目的とした工務店経営者による団体である(社)全国中小建築工事業団体連合会が設立された。昭和 51 年には、枠組壁工法建築に関する技術の普及及び工法を図ることを目的とした(社)日本ツーバイフォー建築協会が設立された。昭和 61 年には、木造軸組工法住宅の普及と健全な発展を図るため、木造住宅に関する生産技術の開発及び品質の向上、経営の近代化、合理化等の事業を推進するとともに、木造住宅の品質確保等に関する制度の普及開発を図ることを目的とした(社)日本木造住宅産業協会が設立された。

業界団体とは別に、昭和 52 年には、木材関連産業、木造住宅生産の近代化・合理化を図り、国民生活の向上に寄与することを目的とした(財)住宅・木造技術センターが設立された。

一方、行政側においては、昭和 62 年に建設省住宅局住宅生産課に木造住宅振興室が設置された。

関係者間の連携もみられる。平成 13 年には、地域に根ざした木の建築の技術を構築し生活文化の向上に寄与することを目的とした、木の建築にかかわる育林、製材、設計、施工、研究、教育、行政関係者のネットワークである特定非営利活動法人木の建築フォーラムが設立された。また平成 20 年には、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた全般的な取組を展開することを目的とした産学官の関係者が結集した木のまち・木のいえ推進フォーラムが発足した。また同年 12 月には、住宅等の建築物への木材の積極的な推進を図ることを目的に、建築・木材に関する有識者・団体からなる一般社団法人木を活かす建築推進協議会が設立された。

10 国会における動き

上述のような流れを受け、国会においても様々な動きがあった。

都市の不燃化促進の観点から、昭和 25 年に「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」が衆議院において全会一致で可決された。

都市建築物の不燃化の促進に関する決議（第 7 回国会、決議第 45 号）

わが国は、年々火災のためばく大な富を喪失しているが、これは、わが国の建築物がほとんど木造であつて、火災に対し全く耐抗力を有しないことに起因する。

特に都市においては、都市計画の実施、消防力の強化とともに建築物の不燃化を図らなければ、火災による損害の防止は期し得られない。

過去三十年間、法令に基いて都市建築物の不燃化に努めて来たが、都市建築物の不燃化は単なる法令の施行のみでは誠に困難である。幸い、わが国経済力も漸次回復し、不燃建築物に要する建築資材の入手難も漸く緩和されたので、急速に都市建築物の不燃化に努力すべき時期に到達したものと信ずる。

そのため、今回建築基準法を制定して近代的な不燃都市の建設を企図しているが、これら法令の整備と相まつて、政府は速やかに具体的措置を決定し、これを実施することを強く要望する。

記

- 一 都市の不燃化を促進するため、防火地域内に建設する不燃建築物に対し、国庫補助金の交付及び建設資金融通の途をひらくこと。
 - 二 都市の火災危険地区において、既存建築物の防火改修事業を実施し、これに対し国庫補助金を交付すること。
 - 三 新たに建設する官公衛等は、原則として不燃構造とすること。
 - 四 防火地域内における小宅地の利用を合理化するため、共同建築物の建設を促進するよう適切な法的措置を講ずること。
- 右決議する。

昭和 54 年、(社)全国中小建築工事業団体連合会の働きかけにより、木造住宅振興議員連盟が設立された。より幅広い木材利用の推進の観点からは、「循環型社会形成のための木材利用推進議員連盟」があり、同議連を中心とした議員から「地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案」が平成 21 年 5 月、第 171 回国会に提出された（解散により審議未了）。

平成 20 年に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が制定されたが、同法は衆議院における委員会審査で修正され、木造住宅の伝統的な技術に係る研究開発の推進、基本方針を定めるに当たっての木造住宅への配慮等が追加され

た。

平成 22 年の第 174 回国会において、公共建築物等における木材の利用を促進するための措置を講ずること等を内容とする「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」が内閣から提出される見込みである。

地球温暖化対策の推進、地域産業の活性化の観点から、近年は各党の公約・マニフェスト等において、木造住宅の振興についての記述が見られる。

平成 21 年の民主党政権政策 Manifesto においては、「木造住宅産業を「地域資源活用型産業」の柱とし、推進する。伝統工法を継承する技術者、健全な地域の建設・建築産業を育成する。」とされている。また、平成 21 年 4 月に公表された「民主党住宅ビジョン」においては、「木造住宅と国産材の振興で、地域に息づく家づくり」が政策の 3 本柱の一つに位置付けられている。

一方、平成 21 年の自民党政策バンクでは、森林対策の拡充として「公共施設・住宅から紙・割りばしまで国産材の利用率 50%を目指す。」とされている。

また、公明党のマニフェスト'09 では、「木材利用推進法」の制定で森林資源産業と住宅・木製品産業の連携を図ることで国産材、地元材の活用の促進、「木づかいカーボンストック減税」(住宅に一定量の木材を使用した場合に税額控除)等の導入等が掲げられている。

11 今後の方向性

地球温暖化対策、地域振興などの観点から建築・住宅における木材利用の促進が求められている中、これまでの経緯等を踏まえ、以下の取組の強化が求められるのではないだろうか。

(対策の位置付けの強化)

現在、木造建築・住宅の促進については、8で触れたように、住生活基本計画、森林・林業基本計画等における位置付けがあるが、今後は、その他の計画への位置付けに加え、関係法令等への明記も検討されるべきではないだろうか。また、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において、建築基本法の制定も視野に、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について審議されているが、建築基本法制が整備されるのであれば、その中に木造建築の促進を位置付けることも考えられる。

(木造建築の基準・規格の適正化・合理化)

木造建築については、平成10年(12年6月施行)の建築基準法改正による性能規定化により、耐火等の基準への対応がそれまでに比べて容易となったが、伝統的構法など、実験等により十分性能が検証されていないものについては必ずしも適切な対応ができていない状況となっている。そのため、木造建築についての調査研究を一層促進し、各種性能について十分なデータを蓄積する必要がある。調査研究の推進に当たっては、教育課程の不備により木造建築分野の研究者、技術者の養成が不十分との指摘があるので、その対応も望まれる。

(建築以外の関係者との連携強化)

木造建築は、他の建築構造と異なり、林業、木材産業、地域の生産体制(大工・工務店)との関連が大きく、関係者も多岐にわたる。また、施策についての自治体の役割も大きい。これまでも木材生産者と設計者、建設者との連携の取組が進められているが、さらなる連携強化が望まれる。連携に当たっては、大工就業者の減少・高齢化を踏まえ、その養成等への配慮、中小工務店の生産の合理化が必要である。

(ストック対策)

木造建築、特に木造住宅は既存ストックとして大量に存在しており、ストック活用、質的向上(リフォーム等)、流通促進が重要な課題である。その際、木材部材等のリサイクル・リユースや、新築住宅のみ認定されることとなっている長期優良住宅制度における対応も検討課題であろう。

< 参考文献 >

本文及び脚注に掲げたもののほか、以下のものを参考とした。

- ・坂本功監修 『日本の木造住宅の 100 年』(社)日本木造住宅産業協会(2001)
- ・(財)日本住宅・木材技術センター編 『木材と木造住宅 Q & A 108』丸善(2008)
- ・有馬孝禮 『なぜ、いま木の建築なのか』(株)学芸出版社(2009)
- ・住宅金融公庫編集 『住宅金融公庫五十年史』(2000)
- ・日本住宅公団 20 年史刊行委員会編集 『日本住宅公団史』(1981)
- ・住宅・都市基盤整備公団史刊行事務局編集 『住宅・都市整備公団史』(2000)
- ・永野義紀、片野博 「在来木造住宅に係わる振興政策の変遷に関する研究」 『日本建築学会論文集第 587 号』(2005)